第２次
いなべ市地域福祉活動計画

平成２４年３月

ふれあいネットワーク
いなべ市社会福祉協議会

目　次

計画策定にあたって

１　地域福祉活動計画策定の主旨……１
２　「第１次計画」における主な課題……３
３　いなべ市の現状……１０

地域福祉活動計画

１　計画の性格及び位置づけ……１６
２　計画期間……１７
３　基本理念……１７
４　基本目標……１８
５　計画の体系……１９
６　取り組みの方向性……２１
①　ひとづくり……２１
①－１　だれもが地域福祉に関心がもてるようにする……２３
①－２　地域や学校との連携により、福祉の心を育む……２５
①－３　ボランティア活動を活発にする……２６
②　地域づくり……２８
②－１　地域のことを知り、考える……３０
②－２　日常的に見守り、助けあえる関係をつくる……３１
②－３　支援が必要な人を見逃さない地域をつくる……３３
③　ネットワークづくり……３５
③－１　各種団体活動を支援する……３６
③－２　団体同士の連携を強化する……３７
③－３　社協における支援体制を強化する……３８
④　安心な環境づくり……３９
④－１　高齢期を健やかに過ごせるようにする……４１
④－２　障がいがある人の生活を支える……４３
④－３　保育、子育て家庭を支援する……４４
④－４　だれもが安心して外出できるようにする……４５
④－５　サービス提供体制を充実する……４６
７　計画の推進に向けて……４８
８　それぞれの担い手に期待する役割……４９

用語解説……５２

計画策定にあたって

１　地域福祉活動計画策定の主旨

近年わが国の福祉施策は、平成１２年（２０００年）４月の介護保険法、成年後見制度、地域福祉権利擁護（日常生活自立支援）事業の実施に伴い、「措置から契約へ」「施設福祉から在宅福祉への転換」が実施され、福祉サービスが必要な方が、自分でサービスを選択し、在宅で生活する方向に動いています。また、社会福祉法※第４条では、「地域福祉の推進」として、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と明文化され、「地域住民も地域福祉の推進に努めなければならない」と、地域福祉は、行政・福祉関係者・ボランティア・社会福祉協議会等のみで行うものではなく、地域住民も一緒に地域福祉の推進に努めるものとなっています。

いなべ市社会福祉協議会では、地域福祉を推進するなかで、地域住民の「誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり」を目指して活動を行っています。しかし、近年、少子高齢化や家族形態の多様化、住民のライフスタイルや価値観の多様化といった社会情勢の変化を受け、地域のつながりや家族間のつながりが希薄化しており、結果として介護や子育ての問題をはじめとした、社会的な助けを必要としながらも従来のサービスだけでは十分に対応しきれない問題が浮かび上がっています。対応しきれない問題は、平成１２年（２０００）１２月に「『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会』報告書」内の「現代社会の社会福祉の諸問題」や平成２０年（２００８年）３月に「『これからの地域福祉のあり方に関する研究会』報告書」内に「公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題」として報告されています。（次頁参照）

そのような状況の中、住民一人ひとりが顔のみえる関係の中でお互いに助けあい、支えあう地域社会の実現に向けて、地域福祉推進の中心を担っている社会福祉協議会に求められる役割は、社会福祉法第４条にある「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」と連携し、地域福祉を総合的に推進していくための仕組みづくりを作っていくことになると考えられます。

このような地域社会の変化や制度改革の流れを受け、いなべ市社会福祉協議会では、平成２１年（２００９年）７月～平成２４年（２０１２年）３月までの期間で「第１次いなべ市地域福祉活動計画」（以下「第１次計画」とします。）を策定し、市民や関係機関・団体との連携のもと、各事業に取り組んでまいりました。第１次計画をさらに発展させ、市における今後の地域福祉の取り組みの方向性を示すため、「第２次いなべ市地域福祉活動計画」（以下「いなべ市地域福祉活動計画」とします。）を策定することとします。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

現代社会の社会福祉の諸問題図

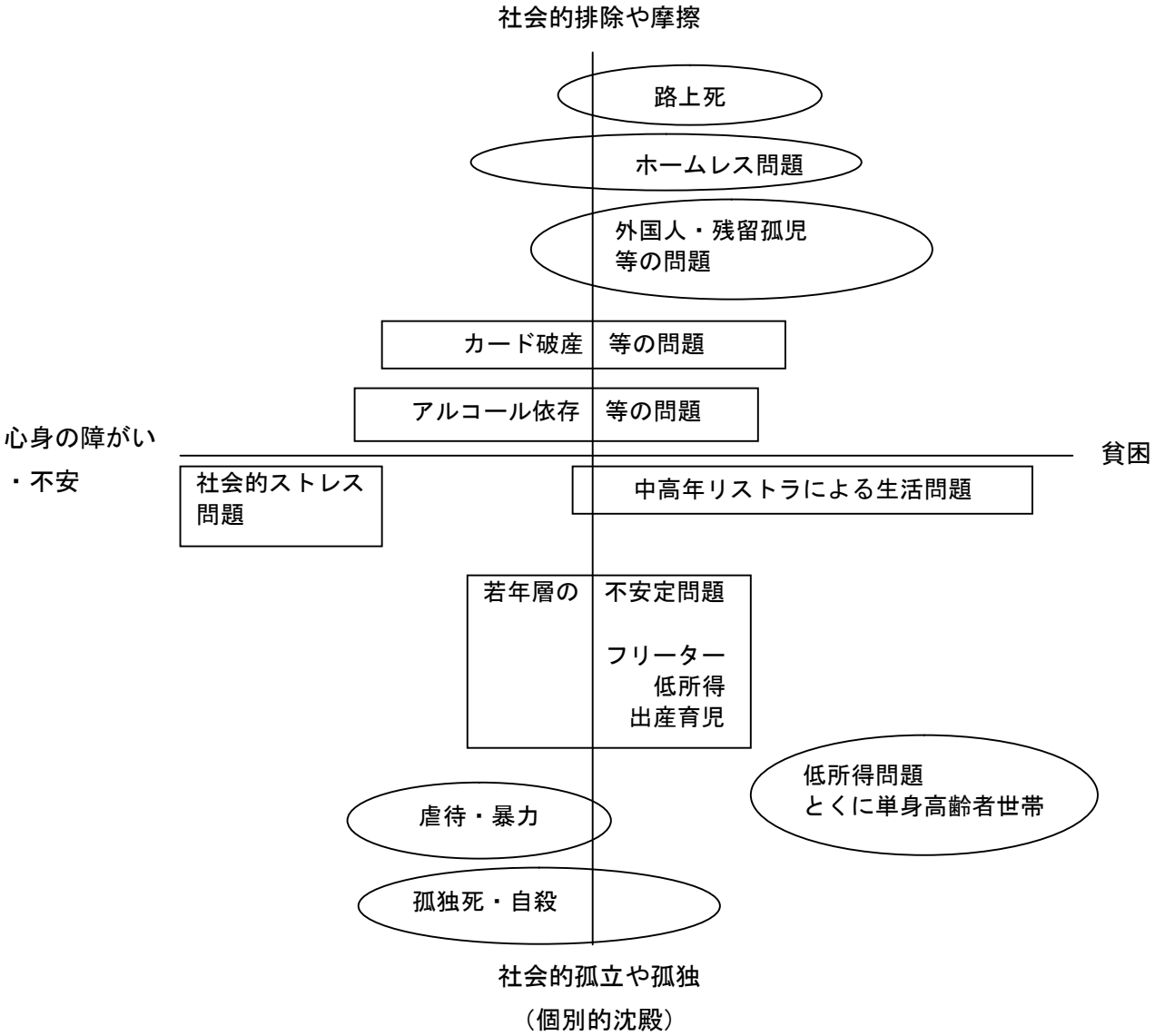

※横軸は貧困と心身の障がい・不安に基づく問題を示すが、縦軸はこれを現代社会との関連で見た問題性を示したもの。

※各問題は、相互に関連しあっている。

※社会的排除や孤立の強いものほど制度からも漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要。

公的な福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題

1．一人暮らし高齢者や障がい者等のゴミ出し、電球の交換といった軽易な手助け
2．従来の公的な福祉サービスで定められているサービス給付要件に該当しない、「制度の谷間にある者」への対応
3．引きこもりから孤立死に至る単身男性、消費者被害に遭っても自覚がない認知症の一人暮らし高齢者など、問題解決や問題解決能力が不十分で、身近な人の手助けが期待できない状態にある人々への対応

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

２　「第１次計画」における主な課題

ここでは、「第１次計画」における主な課題を挙げることにより、「いなべ市地域福祉活動計画」を発展させるための参考資料とします。

「第１次計画」での取り組みにおける主な課題として、以下のものが挙げられました。

（１）社協だより等による情報発信

①社協だよりの発行

・社協だよりの記事を見て事業参加を希望される方が少なく、掲載できる情報量も制限される。

→年６回発行の校正を事前に決定し、チラシなどで周知している案内をすべて掲載する。また、年間を通して地域特集や事業所の掲載を進めていく。

②ホームページ・ブログの管理・運営

・社協のホームページが参考になったか、知りたい情報が得られたかどうかが確認できていない。

→利用者の意見を把握するため、アンケートの追加などを行う。

・パソコンやインターネット環境に慣れている世代に対する情報発信手段が確立されていない。

→様々な世代からもアクセスしていただけるよう、キッズ向けページの作成を検討。

（２）福祉教育の推進

①福祉教育の推進

・提供できる福祉教育プログラムが十分周知できていないため、有効に活用されていない。

→福祉教育プログラムの充実を図り、窓口で適切な事業提案ができるようにする。また、学校担当教員には、担当者が訪問し、周知を行う。

・アンケートにより学校側の意向は確認できたが、学校、教育委員会と一緒に検討し、メニュー作成まで至っていない。

→社協事業への参加依頼、学校教育へのメニュー提案を行い、学校内外での福祉教育を一緒に進める。

②子どもたちが福祉について学べる機会の創出

・参加者が少ないことが大きな課題。

→学校との連携を強化し、協働で子どもたちが福祉について学べる機会をつくる。また、長期休みにこだわらず、土日や学校授業のなかでも取り入れられる事業、メニューを作成する。

（３）ボランティア活動等の充実

①ボランティアセンターの運営

・ボランティアニーズの分析、事業への展開が十分できていない。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

→ボランティアニーズの把握を行うため、アンケートの実施、地域での聞き取りを行う。

・ニーズの多様化に対し、適切なコーディネートができていない。

→職員のコーディネート力を高めるため、研修会への参加などにより質の向上を行う。

②各種養成講座の開催

・多様なニーズに応じた事業展開ができていない。

→窓口や本人からの聞き取り、アンケート等で把握した市民ニーズに沿った事業を計画的に実施する。また、これまでボランティアへの関わりが少なかった方が、ボランティアに興味を持つきっかけとなる事業を展開する。

③ボランティア情報の提供

・ボランティアセンターだより（年２回発行）が、若年層に対して十分行き届いていない。

→多世代に伝わる手段、文章の構成を簡潔にわかりやすい内容のボランティアセンターだよりの発行。

④新たなボランティアメニューの検討

・把握したニーズを活動に結び付けるための企画ができていない。

→各種事業やアンケートを通じてニーズ把握を行い、ボランティアメニューに反映させる。

（４）地域住民と一緒につくる地域づくり

①地域について話し合える場の開催

・特定地区以外での候補地がなく、自治会長、民生委員児童委員等福祉関係者の参加が多く、一般の地域住民の参加が少ない。

→モデル地区を中心に地域の話し合いの場へ参加し、モデル地区以外では、地域懇談会や地域主催事業に参加し、地域との関係づくり、課題の把握を行う。

・地域からの課題の一部は把握できたが、その調整にまで至らなかった。

→地域懇談会や地域主催事業に参加し、地域住民と一緒に考えていく。

②地域について考えるきっかけづくり

・発掘された課題が分析されておらず、地域の問題として、住民が参加できるための取り組みができていない。

→関係部署との連携を図り、情報収集しながら課題を分析する。また、ふれあいサロンや地域懇談会で先進地の情報を提供することにより、住民が参加できる手法を一緒に検討していく。

③ふれあいサロンの開催支援

・老人クラブ主催のふれあいサロンが多いなか、会長の交代により事業主旨が定着されにくい。

→その都度、主旨に沿った事業開催を啓発し、必要に応じて助言・提案を行う。

・サロン支援者に対して、社協として提案できるメニューが整理されていない。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

→関係部署と連携を図り、社協として一体的な支援を行えるよう、提案できるメニューを整理する。

・サロン活動が少ない地区、実施していない地区へ介入する必要がある。

→前年度実績を基に、開催数や実施内容、サロン活動が少ない地域または実施していない地域の把握を行う。その結果を基に地区へサロンの周知を実施する。

④小地域ネットワーク事業の推進

・小地域単位での情報が十分把握できておらず、明確な目標設定もなく、具体的な活動ができていない。

→地域の話し合いの場へ参加することにより、信頼関係を築いた上で、社協の役割を明確にする。

・地域での支え合い活動を展開していくなかで、様々な不安が生じており、実際の活動に結びつかない。

→定期的に集まれる場を作り、意見交換、情報交換を行い、地域での支え合い・助け合い活動がスムーズに行えるよう取り組む。

⑤コミュニティソーシャルワーカーの育成

・地域に出向くことが少なく、コミュニティソーシャルワーカーとしてのスキルアップができていない。

→研修、実践の場からコミュニティソーシャルワークの専門知識、技術の向上を図る。

（5）行政との連携による災害時要援護者避難支援体制づくり

・職員の行動マニュアル等の整備ができておらず、社協全体の役割分担が不明確。

→「災害時における職員行動マニュアル」について再検討し、見直しを行う。

・利用者ごとの災害時の援護の必要性や緊急連絡先、世帯状況、生活状況把握等ができていない。

→要援護者の情報を使いやすい形で整理を行い、災害時援護の必要性をランク付けしたものを取り入れる。

（6）相談支援体制の充実

①高齢者に対する相談支援体制の充実

・就労している年代の方の地域包括支援センター認知度が低い。

→同居家族の相談がしやすくなるように、地域のあらゆる年代に周知を行うことができる方法を検討する。

②障がいがある人に対する相談体制の充実

・地域に潜在する障がい者の情報が入らない、外出支援などニーズがあってもサービスがない。

→障がい者の情報を得やすくなるよう、社協の相談窓口について関係機関へ周知する。自立支援協議会との連携を図ることで、地域の課題を共有する。

・制度のはざまで困っている人のため、幅広い社会資源の把握、関係機関との

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

連携体制の構築が課題。

→制度のはざまの相談に対しても、相談窓口として対応できることは行い、対応できないケースについては、各関係機関などと検討していく。

③相談員の人材育成

・社協全般事業についての知識を有していないことで、引継ぎがうまくいかないことがある。

→社協事業の把握を随時行うとともに、適切な対応がとれるよう進める。

・相談者本人が気づいていない困りごとを見逃さないような人材を育成する。

→現場指導方法の学習会を開催することで、現場指導能力を高め、職員全体を相談員に育成する。

・職員が同じレベルで相談に応じることができていない。

→内部研修や外部研修にできる限り参加することにより、職員の知識の統一やレベルアップを図る。

④地域包括支援センターの機能強化

・介護予防マネジメント、認知症支援の推進事業等に偏った事業展開となっていた。バランスのよい事業展開を検討することが必要。

→高齢者見守りネットワークの推進、総合相談支援の充実、介護予防の推進、個別支援を通して、本人・家族のエンパワメントと地域の支援ネットワークの構築・強化していく。

（7）各種団体への支援

①民生委員児童委員活動への支援

・民生委員児童委員と行政との情報活用について、さらなる強化が必要である。

→行政、社協、民児協の情報共有と連携を図り、地域において、高齢者、障がい者、児童虐待等困りごとの身近な相談役として活動できるよう支援する。

②老人クラブへの支援

・会員数が減少傾向にあり、主催事業の参加者も減少傾向にある。

→魅力ある事業運営と各地域での特色を生かした事業を積極的に取り入れ、継続的に会の運営ができるよう側面的に支援していく。

③身体障害者福祉会への支援

・事業の参加者が少なく、把握できている会員も少ない。

→魅力ある事業を計画し、会員には行政の配布物と合わせ事業案内等を全戸配布し、さらなる参加者及び会員の増加を目指す。

④母子寡婦福祉会への支援

・母子会員の加入や事業への参加が減少してきている。

→一人親家庭事業を重点的に計画し、未加入母子家庭の加入促進を図る。

（8）組織内連携

①職員間の情報共有

・他部門間との連携が不十分であり、情報共有ができていない部分があり、部門内のみならず、他部門との情報共有や連携を図っていくことが必要。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

→会議での協議事項、報告事項として伝え、担当課以外の事業や方向性についても把握できるように努める。

・社会資源情報の整理が不十分であり、必要時に円滑に情報が取り出せるようにしていくことが必要。また、社協として共有できる仕組みが必要。

→職員全員が社協職員としての自覚を持ち、住民や地域から出た情報は、部門のみならず、社内ネットワークを活用し、他部門へ報告・連絡できるよう情報を共有する。

・社協内の全職員への情報周知について、十分でない面もある。

→閲覧・回覧方法について見直すことで、正規職員から登録職員まで情報がいきわたるよう、社協内の情報共有を強化したい。

・各部門で出た情報を集約する部門が不明確である。

→地域のニーズが見逃されることなく吸い上げることができるように、職員の意識啓発を行い、ニーズが発見できるように取り組む。

・利用者を市民としてもとらえ、社協として住民ニーズにこたえていけるような各部門との連携づくりが必要。

→利用者の困りごとを生活全体のニーズとしてとらえることに留意する。そのニーズについて、他部署との相談・連携を図ることにより情報を共有し、社協として一体的な支援を行う。

②市民ニーズの把握

・日常生活におけるニーズを十分把握できていない。

→地域懇談会や各種事業のなかで、参加者からニーズの発掘を行う。

・限られた利用者のニーズだけではなく、すべての会話の中からさまざまなニーズを拾い上げ、社協としてのサービスのあり方を検討し、サービス提供体制の充実を図る。

→拾い上げたニーズの活用に努め、事業所運営や社協事業の充実に努める。

（９）健康づくり・介護予防事業の推進

・ふれあいサロンや団体に対して提供できる社会資源が十分に整備されていない。

→介護予防効果としてふれあいサロンの推進を図る。各種事業の中で介護予防、健康づくりに関連するメニューを取り入れる。

（１０）介護保険サービスの提供

①居宅介護支援・介護予防支援

・目標指向型ケアプランの作成については、十分取り組める機会を作れなかったので、引き続き取り組むことが必要。

→係内でのチェックを実施する。また、ケアプラン作成についての研修会に参加する。

・利用者へ一体的なマネジメントを提供できないことがある。

→介護と予防の一体的なケアマネジメントの提供や業務内容の見直しを行っていく。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

②訪問介護・介護予防訪問介護

・利用者が持っている能力をうまく引き出せる能力をヘルパー１人ひとりが身に付けることが必要。

→事例検討をふまえながら、利用者に対する対応の仕方をヘルパー間で統一していけるよう努める。本人が１人でもできるような方法を見つけ出し、助言等支援していく。

③通所介護・介護予防通所介護

・家族のライフスタイルの変化を考慮してのサービス提供時間・内容の見直しと検討が必要。

→アンケートを実施した結果により、利用者・介護者のニーズを把握し、サービス内容の見直しを図る。

（１１）障がいのある人へのサービス提供

①居宅介護・移動支援

・障がい児（者）に関する知識や技術、対応経験を持っている人材の確保。

→多くのヘルパーが研修や同行を通じ、障がい児（者）に対する介護技術の習得に努める。

・男性の利用者が多く、男性ヘルパーでの対応が必要。

→障がい者福祉に対する知識や経験がある男性ヘルパーの増員を検討する。

②相談支援事業の実施

・サービスが不足しており、重度の身体障害者が短期入所の利用ができる施設は市外しかない。

→自立支援協議会や各施設と連携し、受給対象者が障害福祉サービスを利用できるよう働きかけていく。

（１２）福祉有償運送事業の実施

・車両台数や有償対応ヘルパーの人数が不足しているが、人員増員、増車をすることにより、体制整備も徹底しなければならない。

→今後の人員増員、増車について、将来的な展望も含め、慎重に検討していく。

（１３）地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の推進

・契約者数は１８件で、新規の利用者も増加しているので、生活支援員の不足が課題。

→不足を解消するため、社協だよりを活用する等、新たな人材確保の方法を検討する。

・判断能力が乏しく、地域福祉権利擁護事業支援対応が困難なケースがある。

→対応が困難なケースについては、法人後見事業利用を検討する。

（１４）各種サービスの質の向上

・情報発信や提供、開示等については、市民ニーズの把握に至っておらず、

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

様々な情報サービスの提供ができていない。

→市民ニーズの把握ができるよう、メールマガジンの配信やＱＲコードの貼付などの検討を実施し、ホームページにはアンケートを追加することにより、閲覧者の意見の把握に努め、利便性のサービスの向上を目指す。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

３　いなべ市の現状

１．人口の状況

○現在のいなべ市は少子高齢化の状況にあり、１４歳未満人口より、６５歳以上人口が約４，０００名多い状況となっています。

○人口ピラミッドのとおり、６０～６４歳人口が最も多いため、今後数年間の間に６５歳以上人口が増加することが予想されます。

■人口の推移

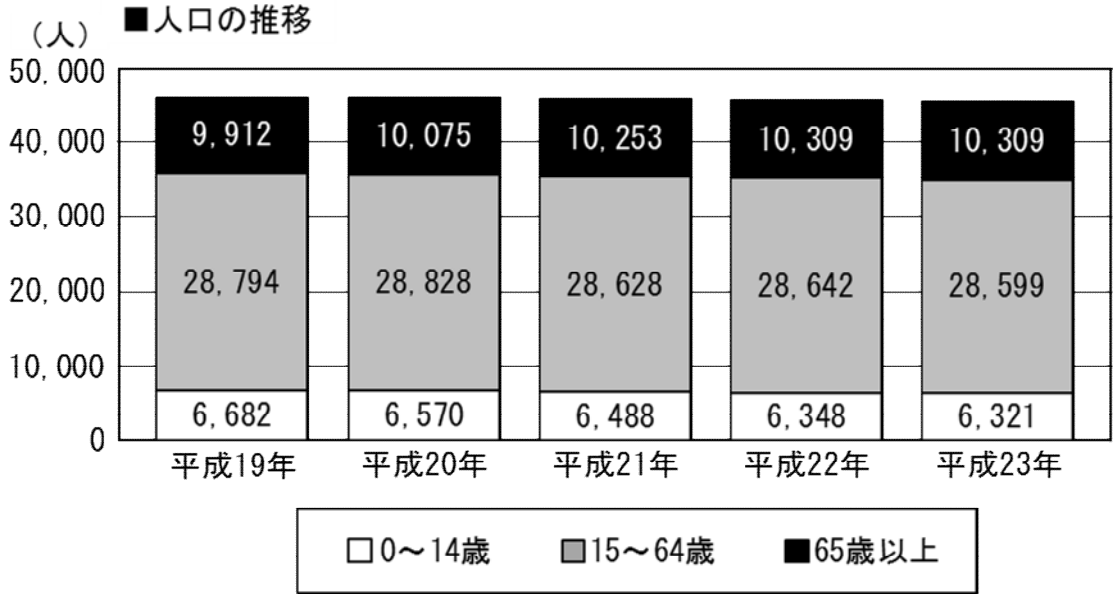

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■人口ピラミッド

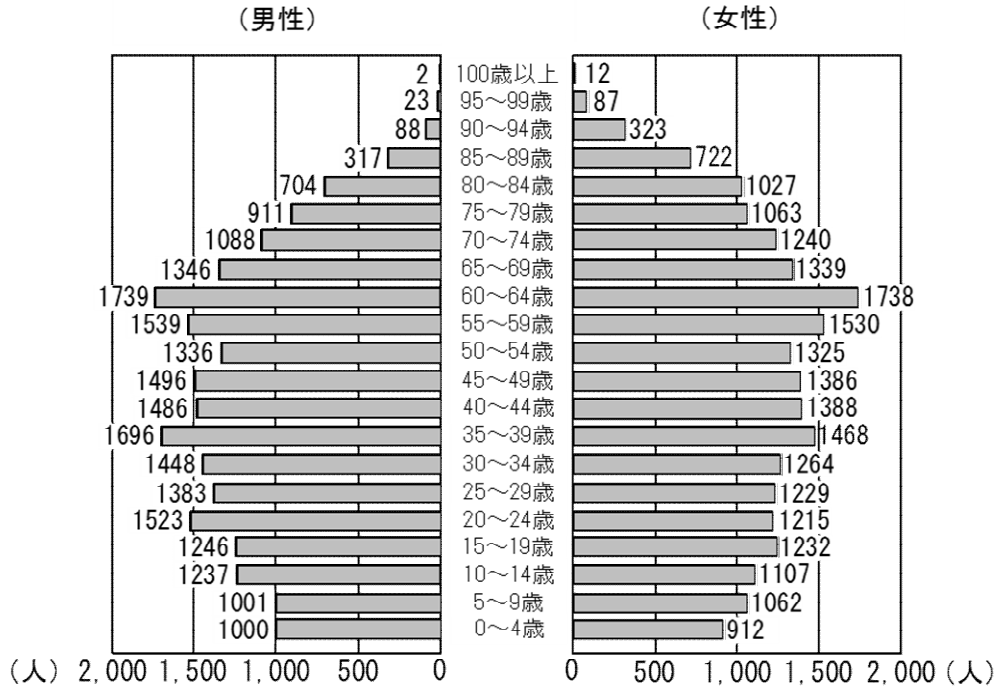

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

○平成１９年から平成２０年の間で約２００人の増加がありましたが、平成２１年度以降は、微減しています。

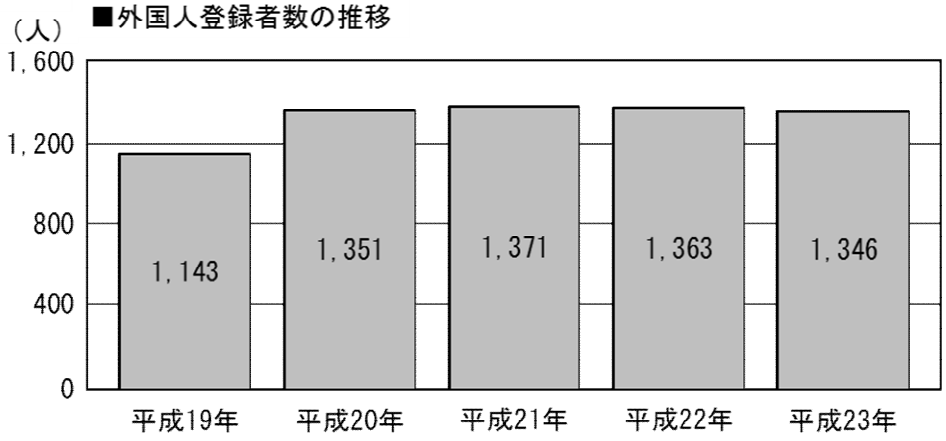

２．世帯の状況

○世帯数は年々増加傾向にありますが、世帯当たりの人員数は減少しており、平成２２年度には、１世帯３人を切り、２．８人となっています。

○高齢者一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯など、年々増加しています。

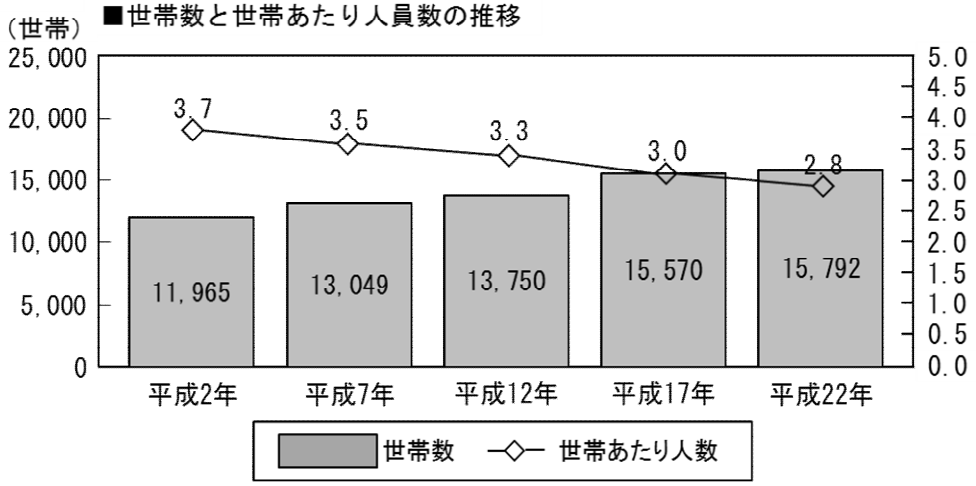

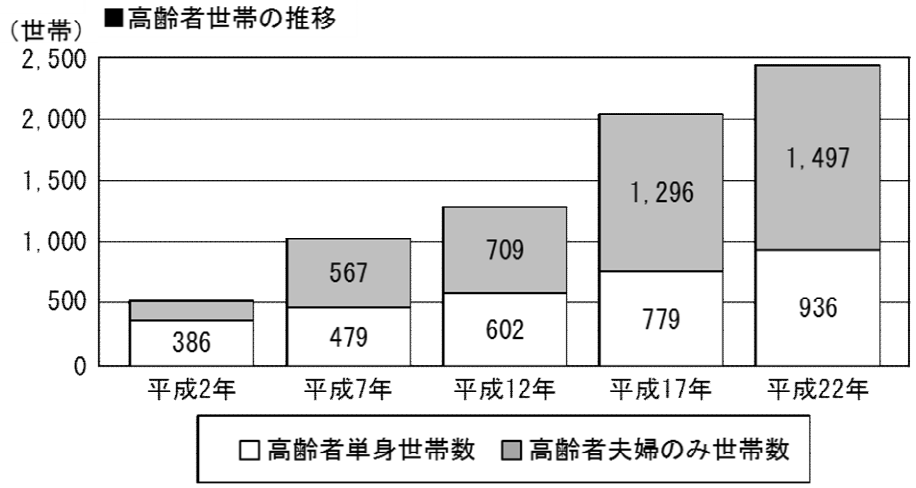

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

３．高齢者、障がい者の状況

○介護保険における要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、特に要介護３以上の方が増加しています。

○障がい者数は、全体的にみると微増となっていますが、精神障害者保健福祉手帳保持者は、平成２０年と比較し、平成２３年度では１．４倍弱の増加と増加傾向が高くなっています。

■要介護度別認定者数の推移

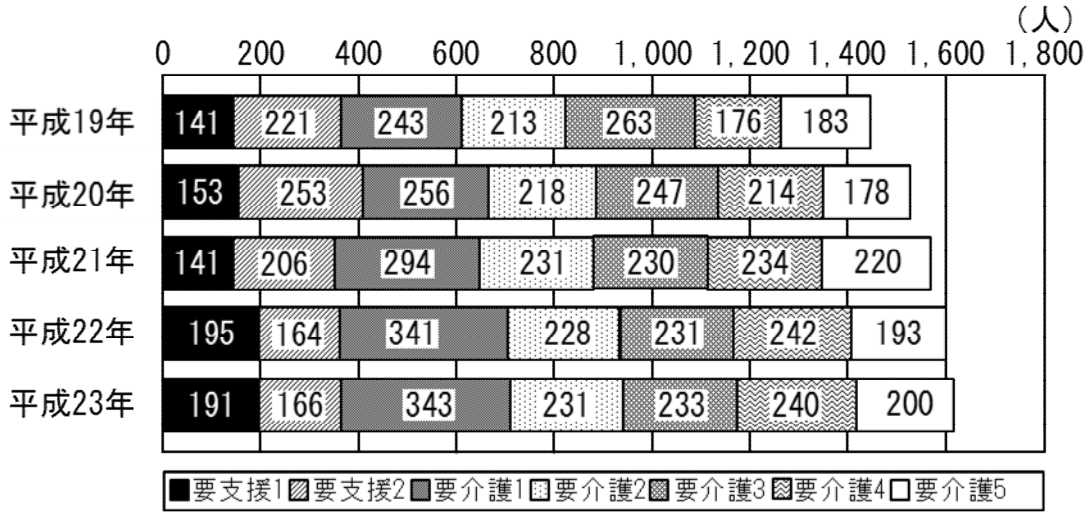

資料：介護保険事業状況報告（平成 19 年～22 年は年報。平成 23 年は 4 月月報）

■手帳保持者数の推移

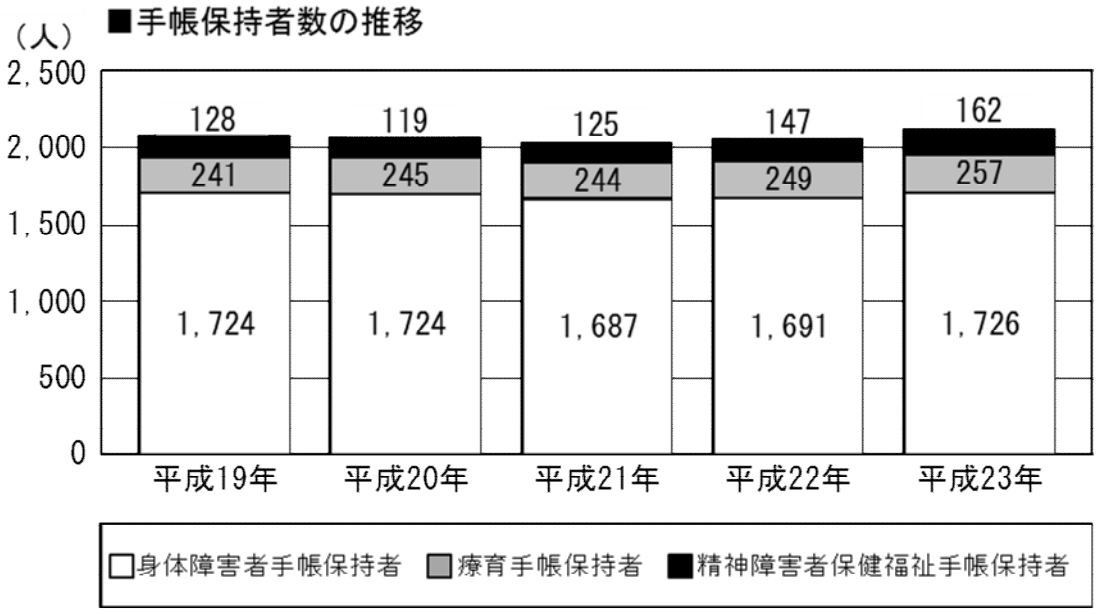

資料：各年 4 月 1 日現在

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

４．アンケートからみる地域の状況

市民の福祉観、地域活動への参加状況などを把握するとともに、市民の意見、提言を地域福祉活動計画に反映することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査の概要

１．調 査 地 域：いなべ市全域
２．調査対象者：いなべ市内在住の２０歳以上の男女
３．標　本　数：１，８６７人
４．抽　出　法：住民基本台帳から、無作為に抽出
５．調 査 期 間：平成２３年９月１２日～平成２３年９月３０日
６．調 査 方 法：郵送法による本人記入方式。郵送配布・郵送回収による郵送調査法

配布数	回収数	有効回収数	回収率
１，８６７票	１，０６５票	１，０６３票	５７．０％

※回収数の内、２票が無効票（白票）

※グラフ中では、小数点第２位で四捨五入しているため、合計値が１００．０%にならない場合があります。その点については、単数回答・複数回答も同様です。Ｎは集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を示しています。

（１）社会福祉協議会の認知度

○社協の認知度をみると、全体の２９．６%が「名前も活動内容も知っている」と答えています。
○年代別でみると、６０代、７０代の約４割が社協の「名前も活動内容も知っている」と答えていますが、２０代では、約３割が「名前も活動内容も知らない」と答えています。

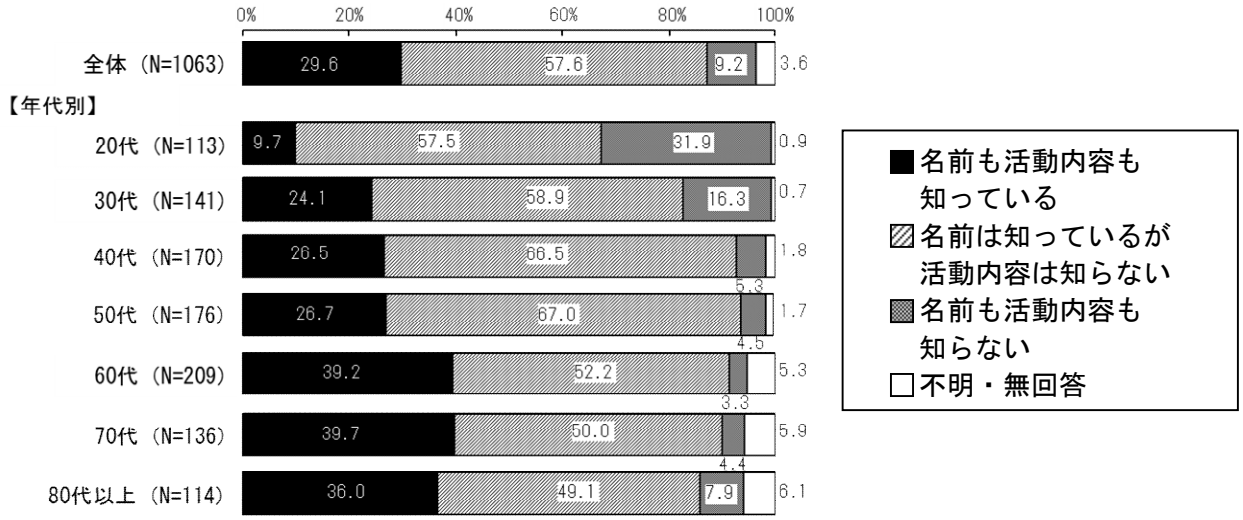

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

（２）地域の範囲

○地域の範囲では、「自治会単位」が３９．３％で最も高く、次いで「小学校区単位」が１９．１％、「市内全域」が１８．９％と高くなっています。

○年代別でみると、２０代～３０代の３割以上が「市内全域」を『地域』としてとらえており、５０代以上では、約５割前後が「自治会単位」を『地域』としてとらえています。

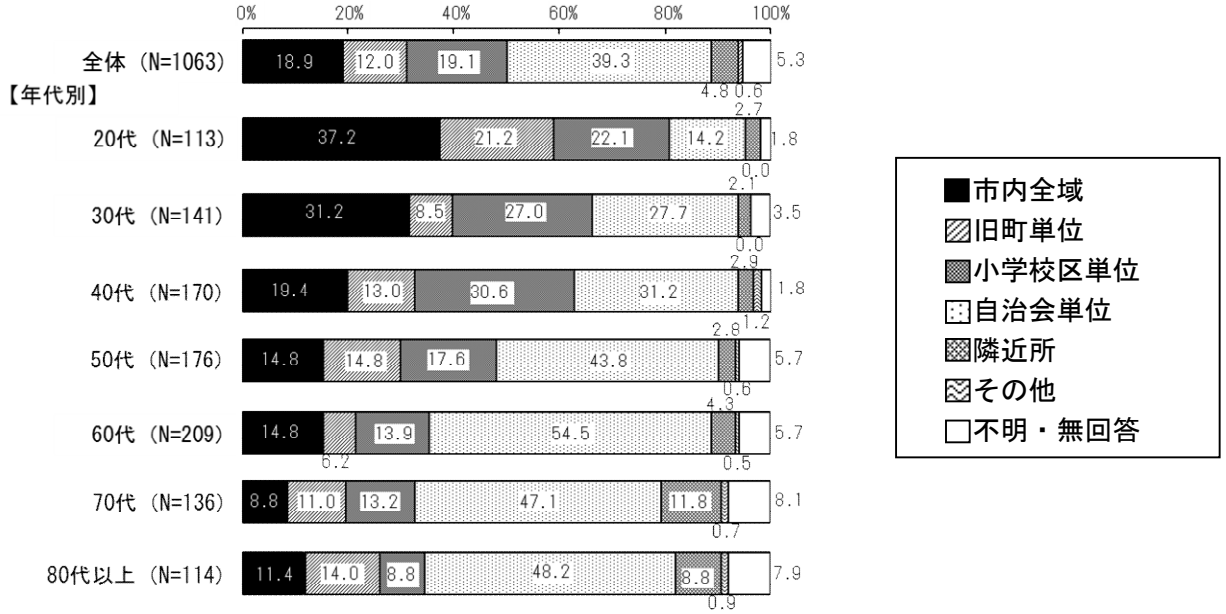

（３）近所づきあいの程度

○普段の近所付き合いについては、「日常的に立ち話をする程度の付き合い」が３３．４％、「会えばあいさつをかわす程度の付き合い」が３３．０％となっています。

○年代別にみると、年齢が高くなるにつれ、より密接な近所付き合いをしていることがうかがえます。

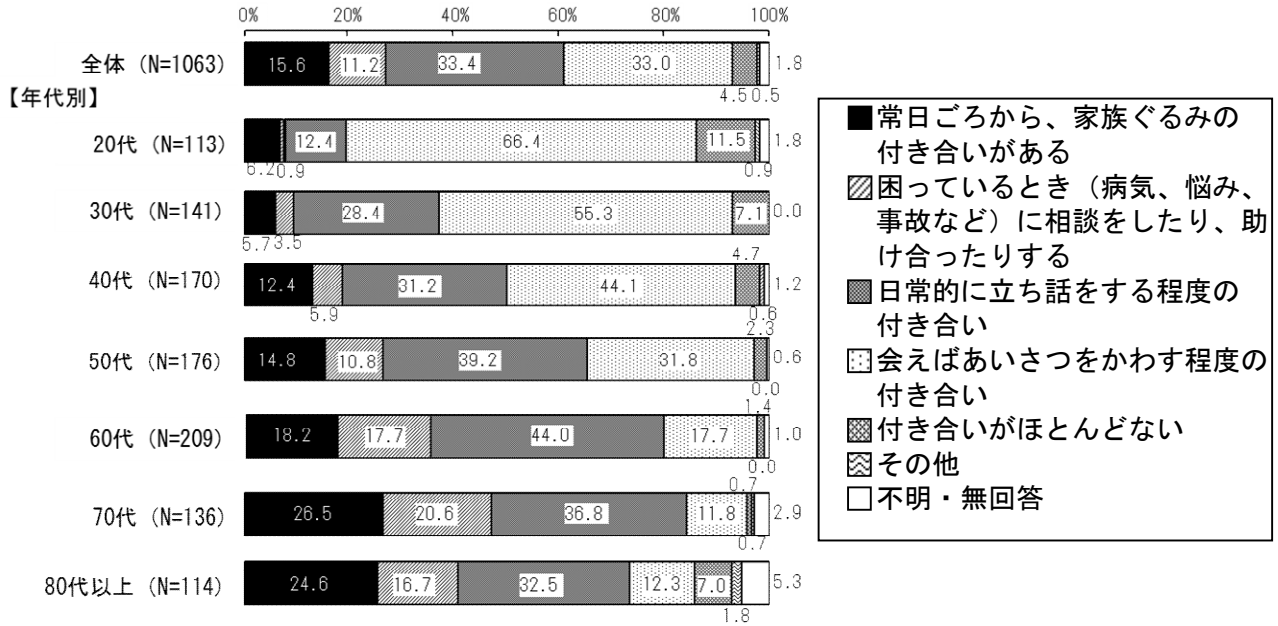

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

（４）自治会や子ども会、ＰＴＡなどの地域活動の状況

○年代別で大きな差がみられます。２０代では「活動したことがない」の回答が７３．５%となり、３０～４０代では、約５割が「現在活動している」と回答されています。

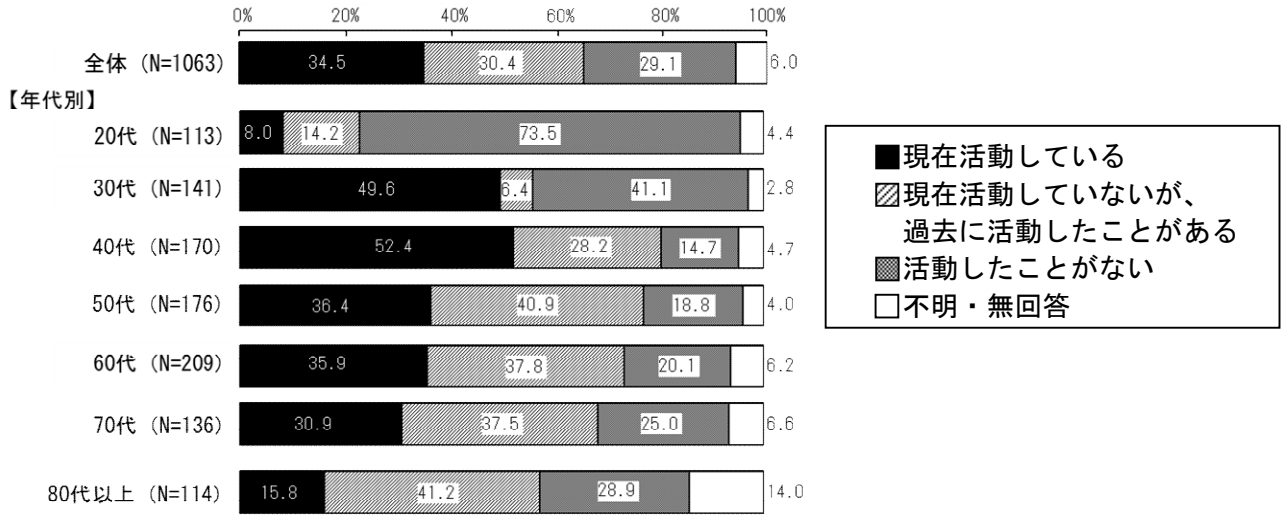

（５）ボランティアやＮＰＯ活動への参加意向

○今後ボランティアやＮＰＯ活動をしてみたいかについては、全体で『活動したい』（「大いに活動したい」「できれば活動したい」の合算）が、３４．０%となっています。

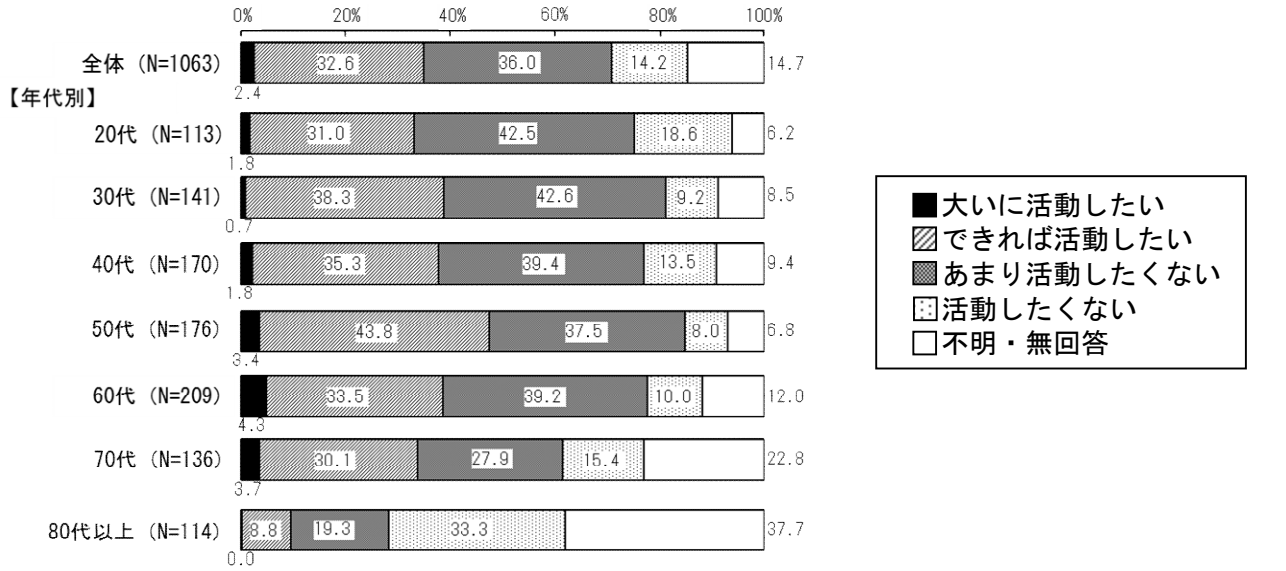

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

地域福祉活動計画

1　計画の性格及び位置づけ

○「いなべ市地域福祉活動計画」は、いなべ市社会福祉協議会としての地域福祉推進の理念や目標、取り組みの方向・内容、視点などを明らかにし、地域住民や地域の多様な機関・団体との連携・協働による活動を促進することをねらいとする計画です。
○計画の内容は、いなべ市全域に共通した取り組み等が中心となりますが、施設・事業所の運営・経営など、一定の地域において社協が実施する事業についても記載します。
○取り組みのさらに詳しい内容については、この計画をもとに、各年度の事業計画においても具体化させていきます。
○地域福祉を推進する担い手の方々との連携・協働の促進に向け、それぞれに期待する役割も明記することとします。
○計画推進の効果を上げるため、いなべ市の「地域福祉計画」（計画期間：平成２４～２８年度）との緊密な連携を図ります。

■いなべ市地域福祉計画との関係図

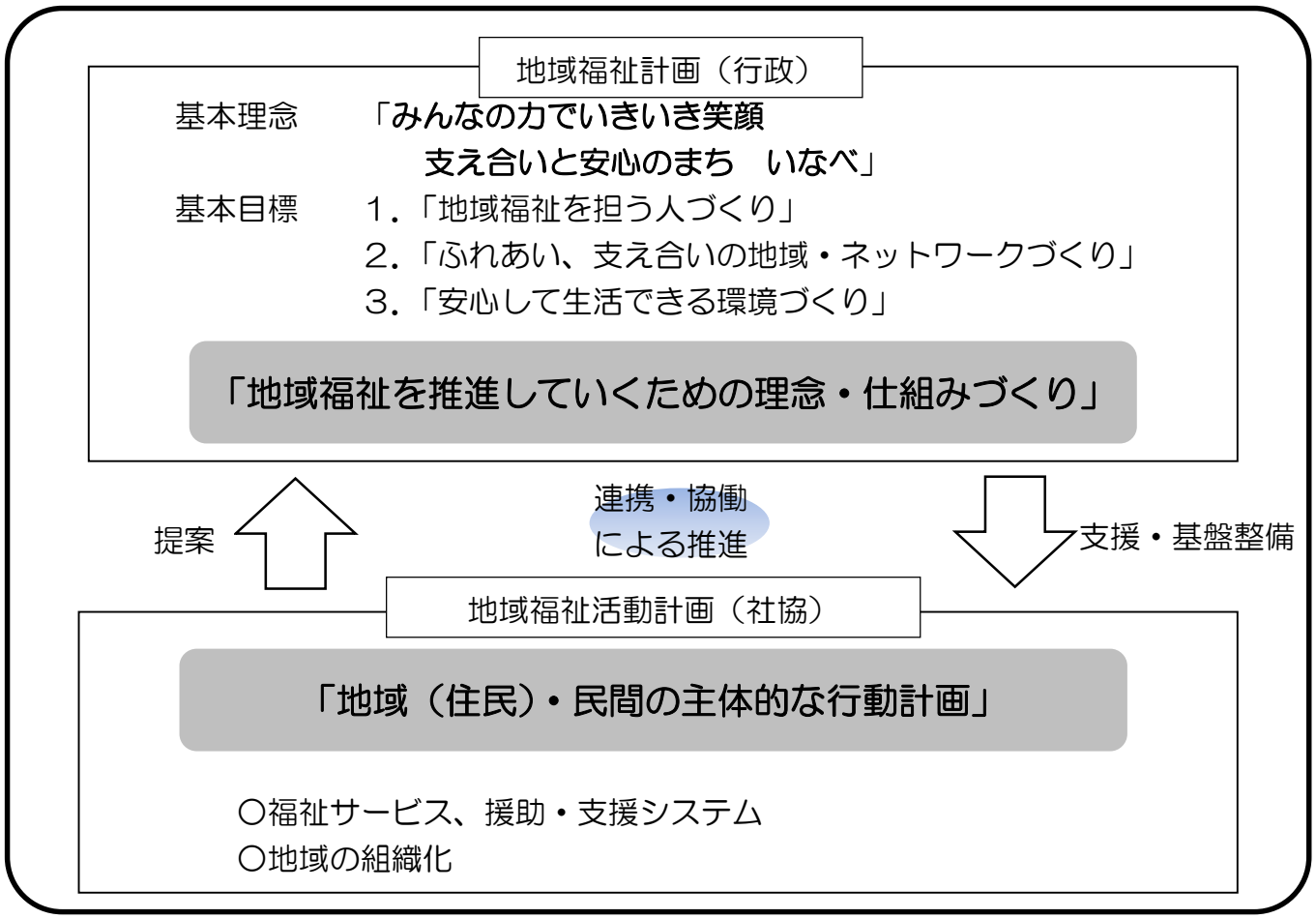

※　地域福祉活動計画は、地域福祉を推進していくための具体的な行動計画です。
そのため、策定にあたってはその他の行政計画とも整合性を図っていきます。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

２　計画期間

本計画の期間としては、平成２４年度から平成２８年度までの５年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢等の変化に応じて必要な見直しを行っていくものとします。

			H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
いなべ市地域福祉活動計画（本計画）			→	→	→	→	→	→	→	→
			第１次計画							
いなべ市地域福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

３　基本理念

いなべ市社会福祉協議会は、いなべ市における地域福祉計画の基本理念（「みんなの力でいきいき笑顔　支え合いと安心のまち　いなべ」）も踏まえ、地域住民と協力し、住民の主体的な地域のまちづくりへの参画を通して、いなべ市に住むすべての人々が、地域の中で自分らしくよりよく生きることができ、また、東日本大震災をきっかけに見つめ直された人と人の「絆」を大切にし、誰もが主役となる、安心して暮らせるまちづくりをめざし、以下のように基本理念を定めます。

地域で支え合い　心と心の絆を結ぶ

安心して暮らせるまち　いなべ

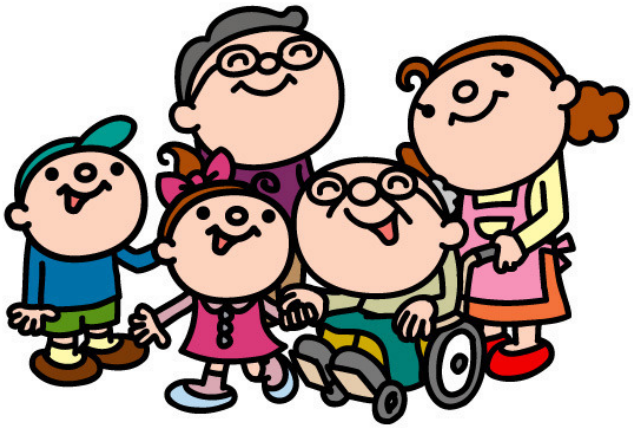

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

４　基本目標

①ひとづくり

～だれもがふれあい、思いやりの意識を育む～

福祉教育を推進し、地域における課題を市民と一緒に解決できるよう情報提供を行い、市民が地域福祉を担うまちづくりをめざします。

②地域づくり

～助け合い、支え合える関係をつくる～

地域における交流を推進し、助け合い、支え合うまちづくりをめざします。
また、地域における、様々な問題に対する相談体制の充実に努めます。

③ネットワークづくり

～協働と連携でみんながつながる～

地域におけるさまざまな人、組織・グループ等が連携し、ともに生きることができる協働のまちづくりをめざします。

④安心な環境づくり

～サービスを活かし、自立して暮らす～

福祉におけるさまざまな分野でのサービスを充実し、誰もが安心して生活できるまちづくりをめざします。

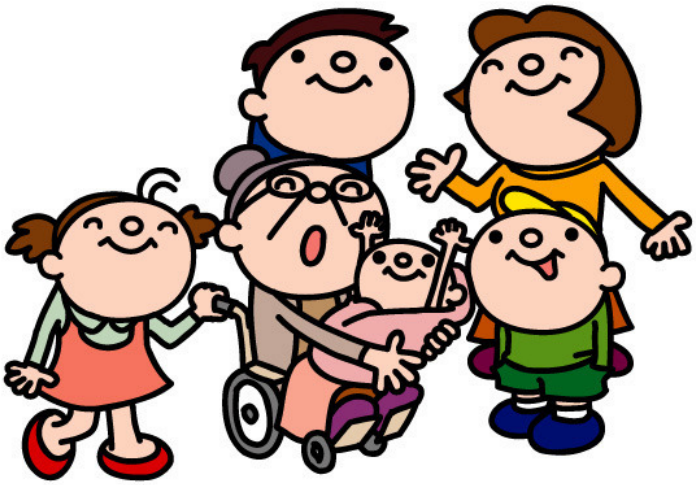

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

5　計画の体系

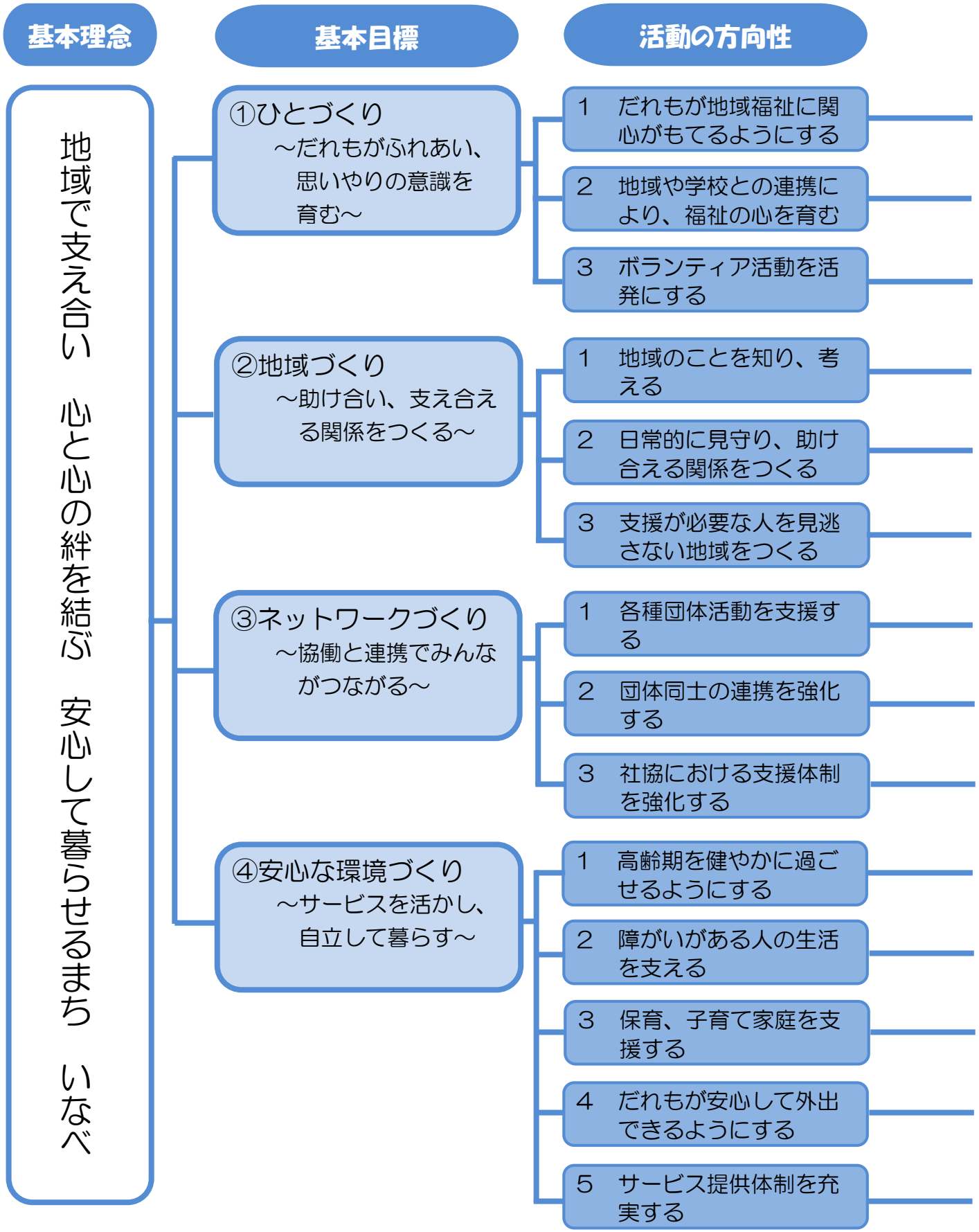

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

活動を進める事業

●社協だより、各種広報紙・情報誌の発行　●ホームページ・ブログの管理・運営
●共同募金の実施　●新たな広報手段についての検討

●出前講座事業（新規）　●福祉活動普及協力校事業　●『アクションキッズ』事業

●ボランティアセンターの運営　●各種ボランティア養成講座の開催
●ボランティアセンターだよりの発行　●ボランティアについてのアンケート調査

●地域懇談会の開催　●出前講座事業（再掲）
●地域におけるワークショップの開催

●ふれあいサロン　●独居老人ほのぼの交流会事業　●ふれあい弁当サービス
●世代間交流活動　●防犯活動推進　●小地域ネットワーク事業

●高齢者見守りネットワーク　●災害時の体制づくり
●心配ごと相談（一般、弁護士、司法書士）事業　●出前相談事業（新規）

●福祉団体事務局（民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉会、母子寡婦福祉会、日本赤十字社いなべ市分区、共同募金委員会）

●社協だより、各種広報紙・情報誌の発行（再掲）　●ネットワーク会議の開催

●コミュニティソーシャルワーカーの育成　●情報共有体制の構築

●ふれあいサロン（再掲）　●居宅介護支援事業　●訪問介護事業　●通所介護事業
●地域包括支援センター事業　●認知症デイサービス事業　●認知症サポーター養成

●居宅介護・移動支援事業　●作業所の経営（たんぽぽ、ふじわら作業所）
●相談支援事業

●保育園（所）の運営（三里、石榑、丹生川保育園、山郷保育所）
●子育て支援センターの運営

●福祉有償運送事業　●福祉バスのニーズ把握　●福祉マップの作成（新規）
●乗り換えマップの作成（新規）　●商工会との協議

●アンケートの実施　●地域福祉権利擁護事業　●法人後見事業（新規）
●介護人材の育成（新規）

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

６　取り組みの方向性

①　ひとづくり　～だれもがふれあい、思いやりの意識を育む～

【現状と課題】

地域福祉を推進していくためには、子どもから大人までのすべての市民が、地域福祉とは何か、なぜ必要なのか、そして地域にはどのようなことが求められているのかを、しっかりと学ぶことが大切になってきます。

しかし、福祉は行政や社協がすると考えている方や、気持ちはあっても自発的に行動しにくい方がいるのも現状です。また、若い世代等福祉課題に直面していない家庭では、福祉への関心が薄いことも見受けられます。

「福祉」というものが、従来のような「助けてあげる」、「してあげる」のイメージではなく、市民自らの生きがいや楽しみとして、身近な地域で福祉に取り組んでいけるようにするためには、様々な手法で市民に対する福祉教育を推進し、「福祉」に対する意識づくりを進めていかなければなりません。

【特に取り組むべき課題】

課題①　年代や性別に応じた啓発

少子高齢化や家族形態の多様化等社会情勢の変化により、身近に高齢者や障がい者がいない若い世代や核家族が増えており、身近に福祉の必要性を感じていないこと、共働き家庭や子育て家庭などでは福祉活動に取り組む時間がないなど、年代や家庭環境に応じた啓発の工夫が必要になっています。

課題②　福祉教育の充実

子供の頃からの福祉教育はとても重要ですが、親世代、祖父母世代も一緒に考える地域での福祉教育ができる機会が必要です。学校における福祉教育では、社会福祉協議会と学校との連携をさらに強化し、地域での福祉教育についても、社会福祉協議会内で実施手法・実施体制を構築していくことが必要になっています。

また、地域福祉を推進するために、地域におけるリーダーを育成していくことも必要になってきます。

課題③　ボランティアセンターの機能発揮

ボランティア活動をすることに、きっかけがない、情報が届かないという意見があり、市民に対してボランティア活動に対する情報提供のさらなる強化が必要になります。また、さまざまな年齢層が参加しやすいよう、ボランティア講座や活動に多様性を持たせるとともに、既存のボランティア団体が活動しやすい環境をつくることが必要になっています。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

課題④　広報活動の強化

社会福祉協議会が何をしているところか、社会福祉協議会の事業内容や利用の仕方をわかりやすく、市民に対して広報していくことが必要です。また、事業内容だけではなく、福祉に対する考え方、地域住民と一緒に実施できる活動について、紙面による普及・啓発が必要になってきます。

【主な課題の解決方策】

課題①　年代や性別に応じた啓発

☆身近に福祉が感じられるよう、様々な年代に応じた福祉啓発を実施する。
★アンケートを実施することにより、各年代や性別で興味の違いを把握し、事業に反映する。
★時間帯を考慮した、若い年代を対象とした事業を実施する。
★男性が参加しやすい内容の事業を実施する。

課題②　福祉教育の充実

☆学校と社会福祉協議会で教育内容の共有化が図れる仕組み作りを推進する。
☆アクションキッズの開催方法について見直しをする。
★出前講座を実施する。
★地域福祉リーダー育成について、検討する。

課題③　ボランティアセンターの機能発揮

☆ボランティアニーズを把握するため、アンケートや地域での聞き取り調査を実施する。
☆だれもが親しむ、ボランティアセンターだよりを発行する。
☆だれもがボランティア情報が手に入りやすくなるよう、情報提供方法の見直しをする。
★専任のボランティアコーディネーターを配置する。

課題④　広報活動の強化

☆社協だよりの発行回数、ページ枚数を検討する。
☆社協だよりやホームページに、返信用葉書やアンケートを入れることにより、双方向の広報に向けて検討する。
★社会福祉協議会各事業・各部門ごとのパンフレットを作成する。
★社会福祉協議会事業を紹介した「社協のしおり」（仮称）を全戸に配布する。
★社協だより配布窓口の拡大について検討する。

☆…現行事業の見直し、拡充　★…新規の取り組み

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《①－１　だれもが地域福祉に関心が持てるようにする》

市民が地域福祉に対して関心を持ち、その内容を理解できるよう、さまざまな機会を通して福祉に関する情報提供に努めます。

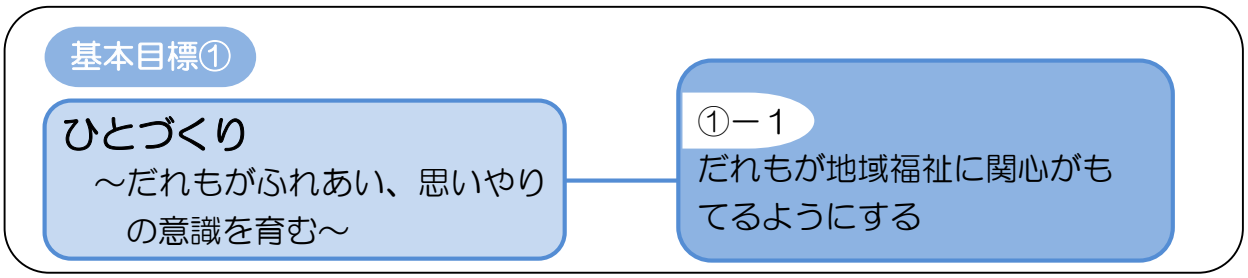

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（１）	社協だよりの発行	「社協だより」の発行を通じて、福祉に関するさまざまな情報の発信、社会福祉協議会の事業内容の啓発、紹介ができるよう、内容の充実と市民ニーズの把握に努めます。また、今後もＳＰコード※の挿入など、ユニバーサルデザイン※の視点からの紙面づくりに努めます。 **主な活動** ○年間を通して、社会福祉協議会事業や地域の特集、社会福祉協議会が運営する事業所の掲載を進めていく ○社会福祉協議会主催事業について、広報による周知の充実 ○紙面による、「だれでも取り組める福祉」の啓発、ヒント集等の掲載 ○組外、同居世帯でも情報が入手できるよう、社協だより配布窓口及び配布場所の検討、設置 ○双方向性のある広報とするため、紙面に返信用葉書の添付について検討、実施
（２）	ホームページ、ブログ※の管理・運営	だれもがいつでも社会福祉協議会の福祉活動の情報が得られるよう、充実したホームページの作成と、迅速な情報の更新に努めます。 **主な活動** ○ユニバーサルデザインの視点からの情報提供体制づくり（文字拡縮、音声認識等） ○閲覧者の意見を把握するため、アンケート等返信用フォームの作成 ○小・中学生も福祉に興味が持てるよう、閲覧しやすいキッズ向けページの検討 ○福祉啓発専用ページの開設
（３）	新たな広報手段についての検討	社協だより、ホームページ、ブログのみの広報手段ではなく、社会福祉協議会事業を網羅した専門的な冊子やＣＴＹや新

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

		聞等のメディアを活用するなど、新たな方法で住民に周知する機会について検討します。 主な活動 ○「社協のしおり」（仮称）についての検討、発行 ○社会福祉協議会各事業、各部門のパンフレットの作成、配布 ○事業実施時のポスター作成 ○ＣＴＹ、新聞等メディアを活用した事業周知
（４）	共同募金事業の実施	毎年１０月に赤い羽根共同募金活動を実施し、寄付文化の醸成と福祉の心の浸透を図ります。 主な活動 ○共同募金活動の仕組みについて、さまざまな機会を利用して地域住民への啓発 ○企業に対して、法人募金の協力依頼強化 ○地域住民と協働し街頭募金の実施 ○共同募金配分事業の啓発
（５）	年代や性別を意識した事業の実施	若年層や子育て世代がイベントや講座を通して、お互いに関係をつくる機会を創出するように努めます。また、社会参加の機会が少ないと言われる男性に対して、専門的な分野での特技を活かす講座を実施します。 主な活動 ○若年層や子育て世代が興味を持つ事業の検討、実施 ○男性が参加・興味を持ちやすい事業の検討、実施 ○年代に応じた、福祉啓発事業の推進 ○年代や性別に応じた福祉ニーズの把握

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《①－２　地域や学校との連携により、福祉の心を育む》

子どもから大人まで、福祉について正しい認識を持てるよう、学校、地域を通じた福祉教育を推進します。

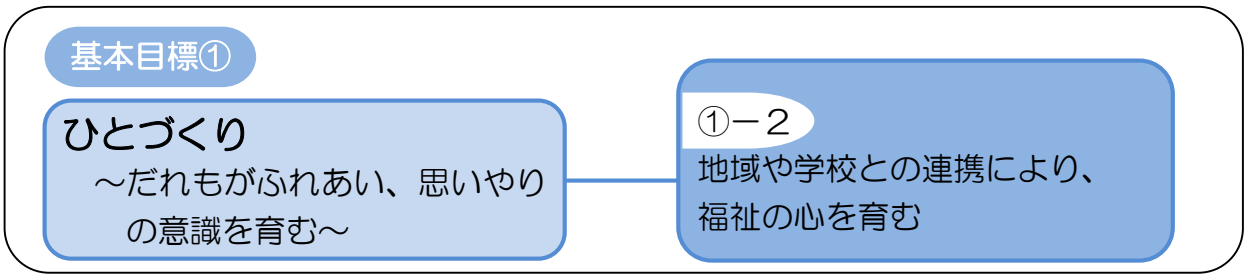

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（６）	福祉教育の推進	学校における福祉教育のみでなく、地域における福祉教育をめざし、シンポジウムや社会福祉協議会における出前講座（仮称）を実施します。 **主な活動** ○社会福祉協議会で実施できる、出前講座内容の検討、実施 ○社会福祉協議会として、地域に出向いて出前講座を実施し、地域における福祉教育が図れる仕組みづくり ○地域福祉に関するシンポジウム※、フォーラム※の開催 ○地域福祉リーダー育成プログラムの検討・実施
（７）	子どもたちが福祉について学べる機会の創出	社会福祉への理解と関心を高めるために、市内の小・中・高等学校を福祉協力校※に指定し、活動のための助成金を交付し、福祉協力校との連携を強化していきます。 また、学校以外の場でも、子どもたちが福祉について学べる機会を提供します。 **主な活動** ○教育委員会、福祉協力校との連携による福祉教育メニューの検討、確立 ○学校間で福祉教育内容の共有化が図れる仕組みづくり ○福祉教育の協力者、助言者としての社会福祉協議会の位置づけを学校に対して明確にし、学校及び窓口で適切な事業提案の実施 ○社会福祉協議会の専門性を活かした事業内容の検討 ○土日や長期休みを利用した、子どもを対象とした地域における福祉講座（アクションキッズ）の開催地区の拡大 ○イベント時に協力を行う、キッズボランティア育成についての検討

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《①－３　ボランティア活動を活発にする》

ボランティア活動を活発にするとともに、市民が身近なところから始められるボランティア活動についての情報提供を行います。

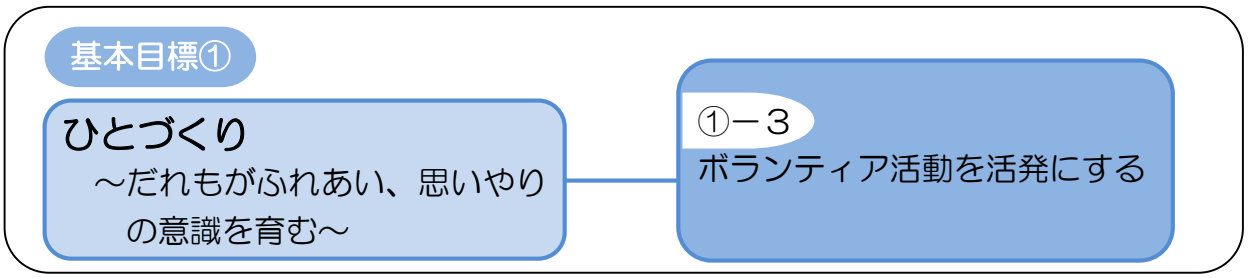

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（8）	ボランティアセンターの運営	ボランティア活動希望者と依頼者への対応やボランティアに関する専門的な相談・情報提供が迅速・適切に行えるよう、ボランティアコーディネーター※の専門性やスキル※の向上を図ります。 主な活動 〇ボランティア活動団体への相談体制の強化 〇ボランティアアドバイザー※の育成に向けた研修の実施 〇ボランティアニーズの把握を行うため、アンケート、地域での聞き取り調査の実施 〇ボランティアコーディネーターのコーディネート力を高めるため、積極的に研修参加し、質の向上を図る仕組みづくり 〇ボランティア活動者のつどいを開催し、知識の再確認や活動意欲を高めるきっかけづくり 〇ボランティアセンター専任職員の配置 〇ボランティアセンターの拠点確保に向けた検討
（9）	各種養成講座の開催	ボランティア活動希望者やボランティア実践者のニーズに沿った研修や講座ができるよう、内容の充実を行います。 主な活動 〇多様な世代の方に参加していただけるよう、夜間や休日における講座等の開催の検討 〇ニーズに沿った事業を展開するため、窓口や事業での聞き取り、アンケートの実施 〇ボランティアに興味を持つきっかけとなる事業の検討・実施
（10）	ボランティア情報の提供	ボランティアセンターだよりやホームページ・ブログを通じて、ボランティア活動の状況や内容について情報発信していきます。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

		主な活動 〇ホームページ内、ボランティアセンターページの充実 〇多世代にボランティアセンターだより、ホームページ・ブログを閲覧してもらう方法の検討 〇文章の構成を簡潔にわかりやすいボランティアセンターだよりの発行 〇ボランティアが必要な人、必要としているボランティアについて、広報やホームページを通じて周知
（11）	新たなボランティアメニューの検討	若い世代や団塊の世代等、これまでボランティア活動に関わりの少なかった方が興味、関心をもてる新たなボランティアメニューについての検討を進めます。 主な活動 〇各種事業やアンケートを通じた市民ニーズの把握 〇特技を活かしたメニューの検討 〇男性が参加しやすいボランティアメニューの検討 〇ちょボラ※についての情報提供、体験型ボランティアの実施方法の検討

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

②　地域づくり　～助け合い、支え合える関係をつくる～

【現状と課題】

地域の中で近所づきあいが希薄化している現状がみられ、積極的に交流を望まない人や交流の場に対する偏見を持つ人、転入者、外国人といった、地域の中で孤立する恐れのある人が増加しており、「顔見知りではあるがあいさつをかわす程度」の関係が多く、隣近所で助け合える関係が弱まっています。

特に災害時については、行政の災害時要援護者避難支援体制づくりが進められていますが、防犯については、地域における防犯パトロールの取り組みにも格差があり、また、地域の空き家等の問題もあり、すべての地区で対策が必要になっています。

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが地域のことを知り、考え、課題を共有化することが重要となり、その上で、誰もが主体的に地域の活動や交流、ふれあいの機会に参加できるようにしていく地域づくりが必要になってきます。

【特に取り組むべき課題】

課題①　対象者別の支援体制の構築

個人情報の保護や積極的に交流を望まない人への対応、子どもの登下校時の見守りや地域内の一人暮らし高齢者の把握、障がい者への支援など、地域内で解決していくべき課題が見つかりにくくなっており、地域内で課題を見えるようにすることが必要になっています。

課題②　小地域交流の促進

地域のつながりが希薄化していることや、地域の活動においても参加者が固定化、地域独自の行事がなくなるなど、地域活動が広がりにくい状況です。地域に居住する誰もが、地域行事に参加できるような環境が必要になっています。また、隣近所が声をかけ合い、交流できる環境が必要になっています。

課題③　地域で集まれる場所の確保

交流を希望していても交流場所が歩いて行ける場所ではなかったり、交流の必要性を感じていても自宅の開放には消極的であったり、誰もが歩いて行ける場所に集まれる場所を作ることが必要になっています。

課題④　防災・防犯体制の促進

社会福祉協議会における災害時の取り組みについて、さらなる内容の検討が必要になっています。また、地域における空き家等の問題もあり、多くの地区で防犯に対する取り組みが必要になってきています。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

【主な課題の解決方策】

課題①　対象者別の支援体制の構築

☆地域包括支援センターを中心とした、高齢者に対する相談機能を拡充する。
☆作業所、相談支援事業所における、障がい者に対する相談機能を拡充する。
★出前相談事業（仮称）を実施する。

課題②　小地域交流の促進

☆ふれあいサロン・ミニサロンを推進・拡充する。
☆小地域ネットワーク事業を推進する。
★取材を通した地域活動のＰＲを社協だよりやホームページ、ブログで実施する。

課題③　地域で集まれる場所の確保

☆ふれあいサロン・ミニサロンを推進・拡充する。
☆サロン支援者の養成、拡充、側面的支援を実施する。
★交流場所の確保に向けて検討する。
★交流場所提供者募集等の啓発を実施する。

課題④　防犯・防災体制の促進

☆社会福祉協議会災害時職員行動マニュアルについて職員が理解する。
★社会福祉協議会独自の災害時要援護者台帳を作成する。
★災害ボランティアセンターマニュアルを作成する。
★社会福祉協議会で実施できる防犯パトロールについての検討

☆…現行事業の見直し、拡充　★…新たな取り組み

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《②－１　地域のことを知り、考える》

住民同士で地域の福祉課題についての話し合いや福祉に関しての学習ができる機会を提供します。

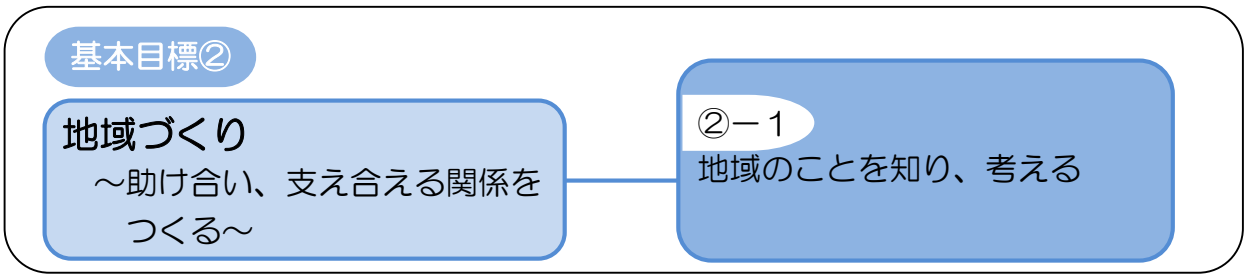

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（12）	地域について話し合える場の開催	地域住民自身が地域の課題を自分自身の課題として受けとめ、ともに住民同士の話し合いを通じて、課題解決に導いていけるよう、地域懇談会を開催します。 **主な活動** 〇希望地区での出前講座の開催 〇出前講座をきっかけとした地域懇談会の開催 〇希望地区での地域懇談会の開催 〇地域懇談会、出前講座をきっかけとした人材の発掘と育成 〇地域主催事業に出席し、地域との関係づくり、課題の把握、組織化の実施
（13）	地域について考えるきっかけづくり	地域の資源や課題などをみつけ、地域福祉に取り組むきっかけとなるような機会を創出します。 **主な活動** 〇地域ごとの課題を発見する 〇地域におけるまちづくりワークショップ※の実施 〇出前講座をきっかけとした地域について考える場つくり 〇出前講座をきっかけとした地域の資源や課題の把握 〇ふれあいサロン等の場で、先進地の取り組み事例を情報提供することにより、住民が取り組める手法の検討

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《②－２　日常的に見守り、助け合える関係をつくる》

地域住民をはじめ、高齢者や子どもなど、さまざまな人が交流できる機会を提供し、交流を促進します。

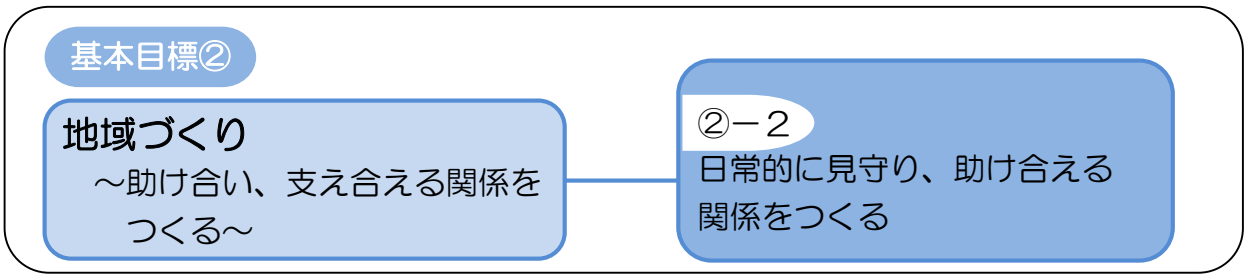

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（14）	ふれあいサロン※の開催支援	ふれあいサロンを実施する主催団体に対して、活動のための助成金を交付します。また、地域の特性に応じた取り組みができるよう、行政との連携のもと、より自主性に基づいた、地域に根付いた活動が行えるような側面的支援に努めます。 主な活動 ○地域間の活動の温度差の解消 ○サロン支援者（サロンリーダー※・サロンサポーター※）の養成・拡充、側面的支援 ○自主性を高める実施メニューの紹介 ○サロンの主催団体に対する相談体制の強化 ○男性の参加が促進されるサロンづくりの検討 ○身近な地域でのサロンの推進支援
（15）	当事者サロン開催に向けた取り組み	子育て家庭、障がい児（者）の親等、同じ境遇の方たちが語り合えるサロンづくりに取り組めるよう取り組みます。 主な活動 ○サロン開催に向けた当事者のニーズ把握 ○サロン開催に向けたキーパーソン※、支援者育成の検討 ○子育てサロン開催に向けての検討
（16）	独居老人ほのぼの交流会の実施	在宅の一人暮らし高齢者の方に、仲間づくりや生きがいづくりを目的として、レクリエーションや創作活動を通じて、心身の健康維持とともに、一人暮らしの不安解消を図ります。 主な活動 ○調理ボランティアや民生委員児童委員等関係機関、協力団体との参加者の情報共有による支援体制の強化 ○ほのぼの交流会以外での一人暮らし高齢者の交流の場づくりについての検討
（17）	ふれあい弁当サービスの実施	一人暮らし高齢者の見守りと安否確認を目的に、７月～９月を除く各月において、月２回ふれあい弁当サービスを実施し

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

		ます。 主な活動 ○民生委員児童委員や配達ボランティアに対する不在時対応のマニュアル化 ○民生委員児童委員や配達ボランティア等協力団体への支援 ○配達ボランティアの新規募集、ボランティア拡充
(18)	世代間交流活動の促進	高齢者や子ども、その他若い世代など、多様な年齢層による世代間交流を促進します。 主な活動 ○高齢者の知恵や経験を活かした活動など、各世代がもつ特性を活かせるような実施メニューの検討 ○身近な地域で子どもと高齢者の交流事業の充実
(19)	地域における防犯活動の推進	子ども、高齢者等の見守り活動などの地域ぐるみの防犯活動を促進し、だれもが安心して暮らせる環境の整備に努めます。 主な活動 ○地域におけるパトロール活動の把握 ○地域におけるパトロール活動の支援 ○社会福祉協議会における防犯パトロールの検討・実施
(20)	小地域ネットワーク事業の推進	地域住民が主役となり、各地域において子どもから高齢者・障がい者が、住み慣れた地域のなかで安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力により、地域で行う支え合い、助け合い活動の普及に努めます。 主な活動 ○地域の話し合いの場へ参加することにより、地域住民、社会福祉協議会の役割の明確化 ○意見交換、情報交換が行える、定期的に集まれる場の確保 ○地域サポーター※の新規育成、継続支援
(21)	小地域交流・隣近所交流の促進	地域において、隣近所から小地域の範囲で、子どもから高齢者・障がい者問わず、だれもが交流できる活動の推進に努めます。 主な活動 ○空き家バンク※等、空き家を活用した集まれる場所の検討 ○出前講座で地域における交流活動の重要性の周知 ○交流活動の後方支援 ○ミニサロン※の推進・拡充 ○地域情報の把握 ○出前相談（仮称）の場を活用した交流場所の確保 ○送迎ボランティア育成の検討

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《②－３　支援が必要な人を見逃さない地域をつくる》

子ども、高齢者等などへの地域ぐるみの見守り活動等を充実するとともに、気軽に相談できる体制を整備し、安心して暮らせる環境をつくります。

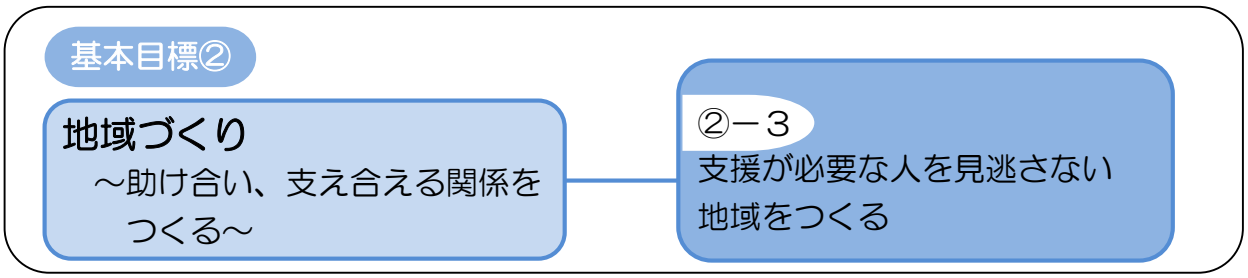

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（22）	行政との連携による見守りネットワークの構築	行政や民生委員児童委員と連携を図り、いなべ市が構築する「高齢者見守りネットワーク※」と協力、連携し、高齢者など、支援が必要な人に対する見守りや支え合い活動を促進します。 **主な活動** ○地域包括支援センター※を中心とした、一人暮らし高齢者等支援が必要な人の実態把握 ○事業を地域住民に知ってもらえるよう、周知方法の検討・実施 ○協力団体・店舗への情報提供、事業協力継続の依頼
（23）	災害時の体制づくり	防災及び災害時に関する対策について、職員行動マニュアル等を理解し、地域における災害時要援護者避難支援体制づくりを推進します。 **主な活動** ○災害時要援護者の把握 ○地域支援者の確保に向けた啓発 ○災害時ボランティアセンターマニュアルの作成 ○社会福祉協議会内事業所利用者の災害時要援護者リストの作成 ○社会福祉協議会における災害時の避難所必要物品についての検討、確保 ○災害時職員行動訓練の実施 ○災害ボランティアについての啓発、育成
（24）	心配ごと相談事業（一般、弁護士、司法書士）の実施	さまざまな心配ごとや悩みごとを相談できる場を提供し、相談に応じて適切な助言、援助を行います。 **主な活動** ○専門的な支援が必要な相談等の関係相談機関へのスムーズな連携

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

		○地域の社会資源を把握し、必要に応じて紹介するなど、相談希望者に対し適切なコーディネートの実施
（25）	高齢者に対する相談支援体制の充実	地域包括支援センターを中心に、高齢者に対する総合的な相談体制を構築します。 主な活動 ○支援が必要な高齢者の把握 ○関係機関との連携・ネットワークづくり ○就労世代からの相談がしやすくなるよう、周知方法の検討
（26）	障がいがある人に対する相談体制の充実	各作業所・相談支援事業所等において、障がいがある人に対し、サービスの相談やピアカウンセリング※、情報提供などを行います。また、その他の相談支援機関等と連携を強化していきます。 主な活動 ○来所での相談が困難な方に対する相談体制の検討 ○社会福祉協議会の障がい者の相談窓口について、関係機関への周知 ○自立支援協議会※と連携を図り、地域の課題の共有化
（27）	相談員の人材育成	三重県社会福祉協議会が開催する研修会へ積極的に参加するとともに、社協内でのＯＪＴ※を中心に職員及び相談員の知識の向上に努めます。また、社協におけるワンストップサービスをめざし、相談員の育成・配置を行います。 主な活動 ○研修会へ積極的に参加することにより、職員の相談技術の統一を図る ○社会福祉協議会事業に網羅した職員を配置するため、研修の実施、配置
（28）	身近な相談体制の整備	民生委員児童委員との連携を強化し、プライバシーに配慮しつつ、それぞれの地域において、いつでも気軽に相談できる身近な相談体制づくりを支援します。また、社会福祉協議会職員による、地域での出前相談についても検討を進めます。 主な活動 ○民生委員児童委員への研修や情報提供の充実 ○身近な相談窓口の整備 ○地域での公民館、集落センターを借用しての出前相談事業（仮称）に向けての検討 ○情報が届きにくい人（組外等）への相談体制の検討

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

③　ネットワークづくり　～協働と連携でみんながつながる～

【現状と課題】

地域にはさまざまな団体があり、それぞれの目的をもって活動を進めています。

いなべ市内では、自治会や民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティアなど、さまざまな団体が地域で活動していますが、自主団体組織であるため、横の連携がとりにくくなっていたり、活動に温度差やばらつきがあることが課題となっています。

より地域に根ざした活動を促進させていくため、関係機関や団体間の連携を強化し、地域福祉を推進していくことが必要です。

【特に取り組むべき課題】

課題①　団体同士の連携を強化する

地域の中で活動しているＰＴＡ、老人クラブ、自治会等は、団体別の活動はするが、交流はできていないということや、主催団体による参加者の見えない線引きのようなものがあり、すべての団体が協働で実施できる内容が必要になっています。

課題②　支援者側の支援体制を強化する

地域の中で活動している関係団体等で活動に差がみられます。また、各種講座を開催していますが、その後のフォローアップや地域で活動を起こそうとしている方へのフォローアップできる体制整備が必要になっています。

【主な課題の解決方策】

課題①　団体同士の連携を強化する

☆関係福祉団体との連携をさらに強化する。
★社会福祉協議会が事務局を持たない団体の把握、連携方法について検討する。

課題②　支援者側の支援体制を強化する

☆地域の課題を共有する仕組み作りを強化する。
★社会福祉協議会全体での課題の共有化に向けた手法について検討する。
★中学校単位に１名のコミュニティソーシャルワーカーを配置する。

☆…既存事業の見直し、拡充　★新たな取り組み

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《③－１　各種団体活動を支援する》

地域における各種福祉活動団体など、社会福祉協議会において事務局を担っているさまざまな団体への支援を充実します。

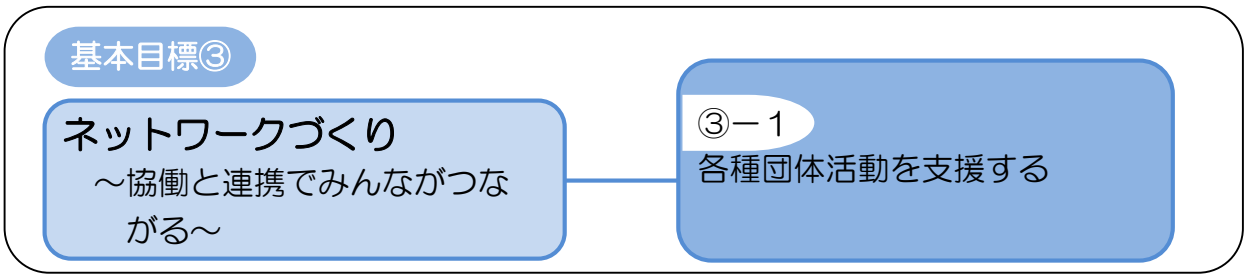

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（29）	民生委員児童委員活動への支援	民生委員児童委員への学習会や研修の実施を通じて、民生委員児童委員の地域支援力と意識の向上を支援します。 **主な活動** 〇役割や活動内容等の周知 〇意識、目的の共有化に向けた効果的な研修の実施
（30）	老人クラブへの支援	老人クラブの活動を魅力あるものにするため、行政との連携により、各老人クラブの創意工夫による活動を支援していきます。 **主な活動** 〇友愛訪問活動・社会奉仕活動・健康増進活動・サロン活動への支援 〇継続的に会の運営ができるよう側面的支援の実施
（31）	身体障害者福祉会への支援	身体障害者福祉会への活動支援を行い、自主運営へ向けた支援を進めます。 **主な活動** 〇活動の情報提供と周知 〇事業実施に向けた後方的支援の実施 〇会員同士の交流の場つくりの拡大
（32）	母子寡婦福祉会への支援	母子寡婦福祉会への活動支援を行い、自主運営へ向けた支援を進めます。 **主な活動** 〇活動の情報提供と周知 〇未加入母子家庭の加入促進を図る事業の実施

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《③－２　団体同士の連携を強化する》

各福祉活動団体間において連携が図れるよう、地域福祉の情報共有・ネットワークを形成します。

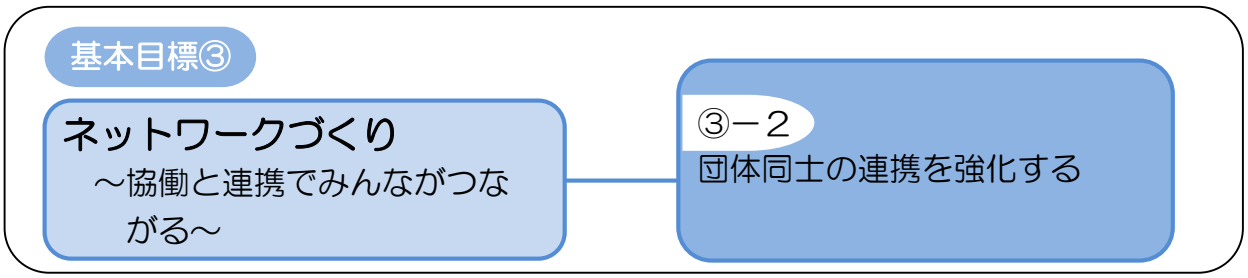

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（33）	各関係機関との情報共有体制の構築	行政と連携を図りながら、制度情報、活動情報などを関係機関・団体等で共有できるような仕組みづくりを検討します。 **主な活動** ○「社協だより」などを通じた、市内で行っている地域福祉活動についての情報発信 ○社会福祉協議会が行う事業と合わせ、関係機関との情報共有ができるような取り組みの検討 ○事業所紹介を定期的に掲載することにより、関係機関への情報提供に努める
（34）	各福祉活動団体との連携体制づくり	ボランティアや各福祉活動団体など、地域で活動を行っているさまざまな団体が協力と連携を図れるよう、ネットワークの構築を推進します。 **主な活動** ○ネットワーク会議の開催についての検討 ○各福祉活動団体が連携体制を図れる仕組みについての検討 ○新たな関係団体の把握、連携体制についての検討

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《③－３　社協における支援体制を強化する》

社会福祉協議会における活動の活性化やネットワークづくりに向けて、社会福祉協議会内の支援体制を強化します。

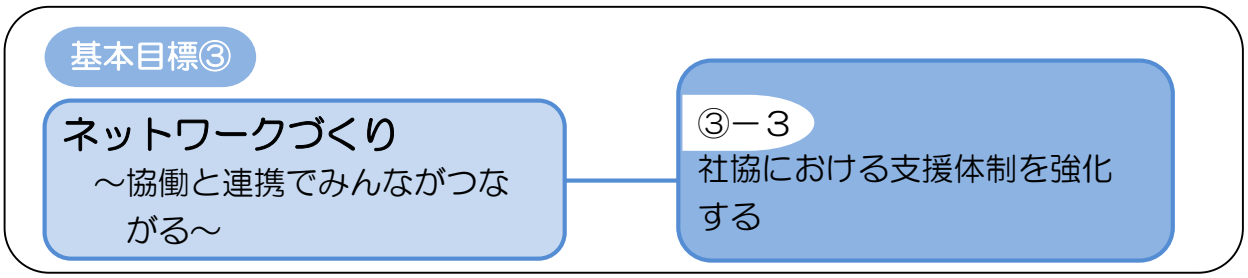

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（35）	コミュニティソーシャルワーカー※の育成	地域において、専門的に人づくり、資源の活用、活動やサービスの連携・調整などを行う、専門知識を有するコミュニティソーシャルワーカーの育成に努めます。 主な活動 〇コミュニティソーシャルワーカーの育成 〇コミュニティソーシャルワークの専門知識、技術の向上 〇中学校区に１名の担当コミュニティソーシャルワーカーの配置 〇地域住民だれでも参加できる手法の検討
（36）	職員間の情報共有	地域における相談や課題等について、社会福祉協議会として一体的な支援ができるよう、情報共有体制の構築に努めます。 主な活動 〇支援の方向性の確認と地域資源の情報共有の場をつくる 〇社会福祉協議会全体での意見交換の場の確保

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

④　安心な環境づくり　～サービスを活かし、自立して暮らす～

【現状と課題】

福祉サービスについては、利用者が必要なサービスを適切に利用できるようにするための支援や質の高いサービス提供が必要となっています。

社会福祉協議会では、介護保険サービス、作業所（障害福祉サービス提供事業所）や保育所の運営などを通じ、さまざまな福祉サービスを提供しており、いなべ市内における福祉サービスの提供主体としての役割がますます大きくなっています。しかし、サービスの提供にあたっては、全体的に高齢者に対するサービスの比重が高くなっているため、市民ニーズ等を把握しながら、各福祉サービスのバランスについても検討していく必要があります。

また、近年では福祉サービスの量的な増加が進んでおり、それに伴ってサービスの質的な充実にも目が向けられはじめています。社会福祉協議会においては、各サービスの提供体制の中でも一人の職員にかかる負担の増加などが課題となっており、福祉サービスを担う人材の確保と定着により、質の高いサービス提供に向けた組織づくりを進めていく必要があります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実は欠かすことができません。社会福祉協議会においても、提供しているさまざまなサービスを充実させ、地域全体で自立を支えるための事業を育成する基盤づくりを進めていく必要があります。

【特に取り組むべき課題】

課題①　サービス内容の充実（ニーズに応じたサービスメニューの再編）

現行のサービスでそれぞれ必要な人への支援ができているか、市民に求められているもの、本当に効果が出る提供方法等を把握し、市民に必要なサービスメニューにしていくことが必要になっています。

課題②　サービス提供体制の充実

介護保険に基づく介護サービス、介護予防サービスや作業所（障害福祉サービス）、保育園など、サービス提供にあたる人材の確保が困難な状況です。また、支援が必要な人とサービスとをつなげるためのコーディネート機能も必要となっています。

課題③　外出方法の援助

地域でふれあいサロンや交流事業を開催しても、公民館等まで自分の足で参加することが困難であるという方が増えてきています。外出が困難な方でも気軽に参加できるよう、外出時の援助、移動手段の確保が必要になっています。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

【主な課題の解決方策】

課題①　サービス内容の充実（ニーズに応じたサービスメニューの再編）

☆市民ニーズをさらに把握できるように、職員の意識付けを強化する。
★福祉サービス利用者別にニーズ把握を実施する。

課題②　サービス提供体制の充実

☆社会福祉協議会職員以外でも、地域で要援護者を見守れるよう、地域の意識啓発を実施する。
★社会福祉協議会において介護人材を育成する。
★判断能力が困難な人に対する法人後見事業を実施する。

課題③　外出方法の援助

☆地域で見守ることについて、意識啓発を実施する。
☆移送ボランティアとの意見交換を行い、対象者要件について検討する。
☆福祉バス担当課へ移動ニーズについての提言を実施する。
★買い物に行けない人への支援方策を検討する。

☆…既存事業の見直し、拡充　★新たな取り組み

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《④－１　高齢期を健やかに過ごせるようにする》

高齢者が、地域においていつまでも健康で、安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざし、さまざまな支援を行います。

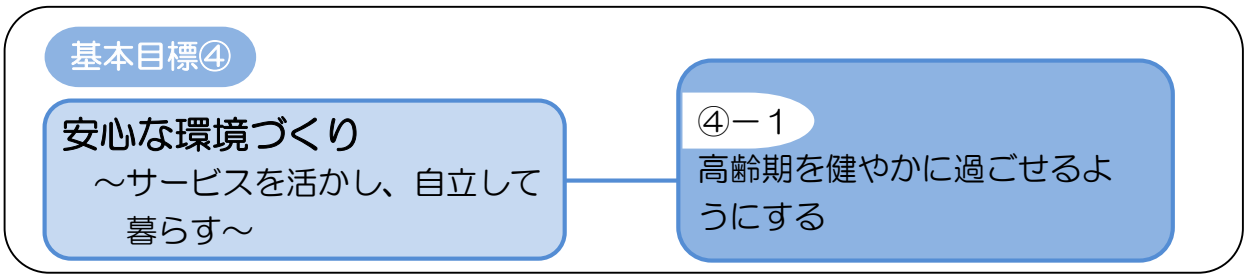

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（37）	健康づくり・介護予防事業の推進	ふれあいサロンなどにおいて健康づくりや介護予防に関する取り組みを充実させるとともに、比較的元気な高齢者でも気軽に健康づくりに取り組めるよう、場所や機会の提供に努めます。 主な活動 ○高齢者が、支援が必要になる以前から健康づくりや介護予防に取り組める場の充実（身近に行ける範囲） ○介護予防としてふれあいサロンの推進 ○介護予防効果、健康づくり効果のあるメニューの検討・作成 ○出前講座における、介護予防、健康づくりメニューの実施 ○はつらつクラブ※運営などの相談援助・後方支援の実施 ○新規のはつらつクラブ開催に向けた支援の実施
（38）	介護保険サービスの提供（居宅介護支援・介護予防支援）	在宅の要介護者等が介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるよう、ケアマネジャー※が介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介等のケアマネジメント※を行います。また、地域包括支援センターにおいて、要支援者を対象に介護予防サービス計画の作成等を行います。 主な活動 ○本人、家族とともに考える目標指向型ケアプラン※の作成 ○ケアマネジャー等の質の向上を図る ○介護と予防の一体的なケアマネジメントの提供
（39）	介護保険サービスの提供（訪問介護・介護予防訪問介護）	ホームヘルパー等が介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行います。また、要支援者を対象に、自立に向けての可能性を最大限に引き出す支援を行います。 主な活動 ○地域性を把握し、利用者ニーズに応じたサービスの充実

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

		○事例検討を踏まえながら、利用者に応じた対応をヘルパー間で統一 ○本人が１人でもできるような方法を見つけ出し、本人に対する助言・支援の実施
（40）	介護保険サービスの提供（通所介護・介護予防通所介護）	要支援・要介護状態の高齢者を対象に、入浴及び食事の提供、健康チェック、生活相談、ＡＤＬ（日常生活動作）※の維持・向上のためのリハビリなどを行います。 **主な活動** ○利用者ニーズに応じたサービスの充実・見直し ○心身機能向上を意識した支援とレクリエーションの提供 ○行事の立案に利用者の要望を活かし、ADL・IADL（手段的日常生活動作）※の維持向上の促進 ○個別機能訓練の強化 ○地域密着型サービス※（認知症高齢者対応デイサービス）「悠庵」の充実 ○地域密着型サービス事業の検討、実施 ○若年性認知症への対応 ○デイボランティア「あじさい」への継続支援 ○デイボランティア養成講座の２年ごとの開催
（41）	地域包括支援センターの機能強化	いなべ市北地域包括支援センターにおいて、南地域包括支援センターと連携して、介護予防の推進、二次予防事業※の対象者の把握、総合相談等の事業を実施し、高齢者を総合的に支援する体制を強化します。 **主な課題** ○地域包括支援センターの周知と認知度の向上 ○地域ケアの拠点としてのセンターづくりと介護予防の推進 ○高齢者の実態把握、情報の集約 ○本人・家族のエンパワメント※と地域の支援ネットワークの構築と強化
（42）	認知症高齢者等への支援の強化	認知症の予防についての取り組みを強化するとともに、認知症に対する理解の促進や知識の普及、地域における見守り、支援体制を強化します。 **主な課題** ○認知症キャラバン・メイト※、認知症サポーター※の育成 ○介護予防事業における認知症予防事業の強化 ○行政との連携による高齢者見守りネットワークの充実 ○認知症高齢者対応デイサービス「悠庵」の充実

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《④－２　障がいがある人の生活を支える》

障がいがある人が、地域において自立した生活を営めるよう、さまざまな福祉サービスの提供と支援を行います。

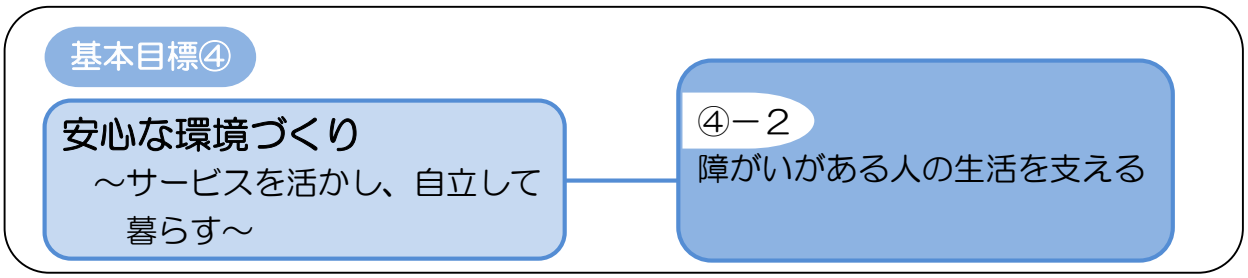

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（43）	障がいがある人に対する福祉サービスの提供（居宅介護・移動支援）	障がいがある人が住み慣れた自宅で日常生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づく居宅介護サービスを提供します。また、利用者が円滑に外出できるよう、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業における移動支援サービスを提供します。 主な活動 〇研修等により障がい児（者）に対する知識、技術の強化 〇同性介護の観点から、障がい者福祉の知識や経験がある、男性ヘルパー増員の検討
（44）	障害福祉サービスの提供	たんぽぽ作業所、ふじわら作業所の２施設について、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス提供事業を進めます。 主な活動 〇利用者のニーズに応じたサービスの提供 〇入所施設に対するニーズ把握、検討
（45）	相談支援事業の実施	障がい児（者）やその家族からの相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、障がい児（者）が望む生活を支援するためのケアマネジメントを行います。 主な活動 〇不足しているサービスについて、自立支援協議会や各施設との連携、問題提起

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《④－３　保育、子育て家庭を支援する》

保護者が働いていたり、病気などで家庭での保育ができない乳幼児を保育するとともに、子育てする保護者への支援を行い、子ども自身の成長と子育て家庭の不安の軽減に努めます。

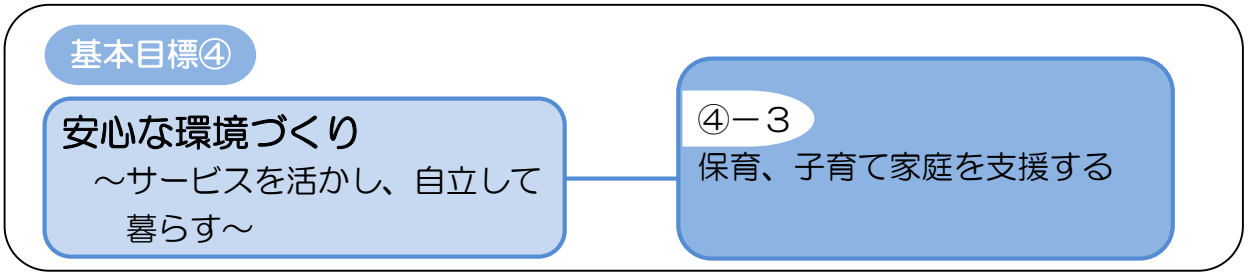

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（46）	保育園（所）の運営	家庭や地域との連携を強化し、子どもが健やかに成長・発達できるような保育園（所）の運営に努めます。 主な活動 〇乳幼児の養護と教育の充実 〇発達支援保育の充実 〇保育サービスの充実に向けた調査、検討 〇保育園（所）のＰＲ方法の充実 〇子育て相談日開設に向けての検討 〇園庭開放に向けた検討
（47）	子育て支援センターの運営	育児不安などについての相談、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行います。 主な活動 〇子育て支援センター機能の充実

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《④－４　だれもが安心して外出できるようにする》

高齢であっても、障がいがあっても、誰もが必要な場所へ必要な時に外出できるよう、外出サービスの支援を行い、また、買い物困難者等への援助も行い、安心して外出できるように支援します。

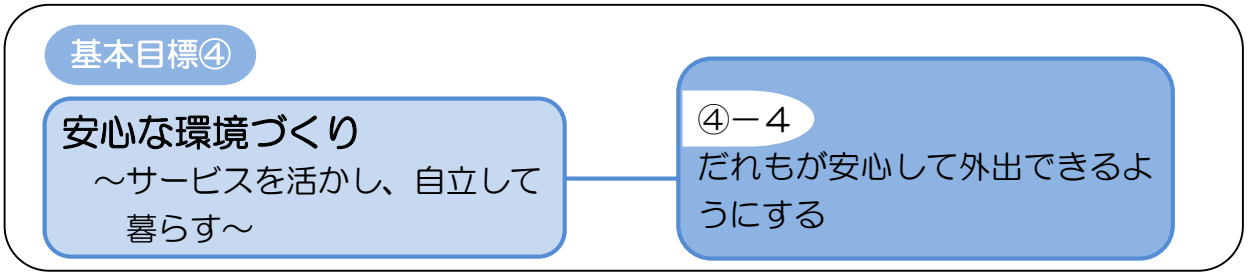

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（48）	福祉有償運送※事業の実施	要介護者・要支援者・障がい者で、公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、個別移送サービスを提供します。
（49）	行政との連携による移動手段の確保	福祉バスのさらなる活用化に向けて、住民の声を聞き取り、利便性の確保に努めます。 主な活動 〇福祉バスのニーズを交通政策課へ報告 〇福祉バス乗り換えマップの検討、作成（買い物編、通院編、観光編等） 〇市内福祉マップの作成
（50）	外出支援・移送サービス事業の実施	地域の企業ボランティアの協力により、土、日曜における移送サービスを提供します。また、平日における移送サービスを提供するため、市民を対象とした移送ボランティアの育成を検討します。 主な活動 〇外出支援、移送サービス事業の周知、利用促進 〇対象者の要件緩和についての検討 〇企業ボランティアとの連携強化 〇移送ボランティア育成の検討
（51）	買い物に行けない人への支援	自分で買い物に行くのが困難な高齢者等が、自宅において安心して生活できるよう買い物に対するニーズを充足するよう努めます。 主な活動 〇地域における買い物ニーズの把握 〇商工会等と連携した買い物に行けない人への支援 〇移動販売業者の把握、紹介 〇社会福祉協議会における配食サービス事業実施に向けての検討 〇社会福祉協議会における移動販売実施に向けての検討 〇送迎ボランティア育成の検討

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

《④－５　サービス提供体制を充実する》

支援を必要とする人が、暮らしの場でのニーズに適した福祉サービスが受けられるよう、社会福祉協議会内におけるサービス提供体制を充実します。

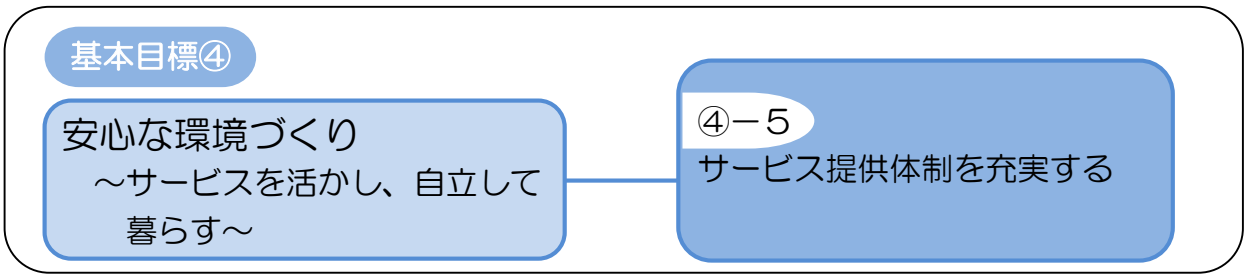

【活動の方向性】

主な取り組み		活動内容
（52）	市民ニーズの把握	必要なサービス、不足しているサービス等を把握するため、アンケート調査や地域懇談会などを通じて、市民ニーズを把握していきます。 主な活動 ○アンケートの実施 ○対象者別（高齢者、障がい者、子育て世代）のニーズの把握 ○各サービスにおける満足度評価等の実施検討 ○メールマガジン※の配信やＱＲコード※貼付け等の検討 ○ふれあいサロンなど、住民が地域に集まる機会に出向きニーズ収集の実施
（53）	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）※の推進	認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがある人など、判断能力に不安がある人に対して、関係者及び関係機関・団体等と連携を図りながら、地域福祉権利擁護（日常生活自立支援）事業の利用支援に努めます。 主な活動 ○広報などによる事業の普及 ○各種相談機関との連携によるスムーズな支援 ○基幹的社会福祉協議会※としての機能・体制強化 ○新たな生活支援員※確保のため、人材確保の方法を検討
（54）	法人後見事業※の推進	認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがある人など、判断能力を欠く状態にある人、または不十分な人に対して、関係者及び関係機関・団体等と連携を図りながら、法人後見事業を実施します。 主な活動 ○法人後見についての相談支援体制の検討 ○各種関係機関との連携 ○市民後見人※育成に向けての検討、実施

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

（55）	介護人材の育成	地域及び社会福祉協議会における慢性的な介護人材不足を解消するため、社会福祉協議会において、介護人材を育成します。 主な活動 〇ホームヘルパー２級講座の開催 〇出前講座での介護についての講習の実施
（56）	各種サービスの質の向上	各種福祉サービスの実施にあたり、サービス利用者等からの意見の把握に努めるほか、三重県との連携による事業者の資質の向上のための研修会等の開催など、福祉サービスの質の向上を図ります。 主な活動 〇職員の積極的な研修への参加促進 〇組織、職員の状況に応じた効果的な研修の実施 〇苦情処理体制の強化 〇積極的な情報開示

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

7　計画の推進に向けて

1．社会福祉協議会の組織体制の整備・充実

各種の事業において、市民ニーズに応じた効率的・効果的な支援を行うことができるよう、社協内の組織体制を充実します。

主な取り組み	活動内容
組織内の連携強化	連携を強化し、各分野においてより効果的、効率的な事業の実施に努めます。
社協内の情報共有体制の構築	担当者会議等を通じ、職員間での事業内容・目的や今後の方向性、目標などの意識統一を図ります。
	職員の社会福祉協議会の理解を深めるため、職員全体での研修会、意見交換会を実施する機会を確保します。
人材の育成	職場内研修の実施、各種資格の取得促進等により、組織、職員の質の向上を図ります。
	事業のすべてを網羅した職員の育成を行い、窓口でのワンストップサービスを行い、市民に対する利便性の向上に努めます。
社会福祉協議会のＰＲ活動	地域住民に向けた、出前講座（仮称）、出前相談（仮称）等を実施し、目に見える社会福祉協議会の確立に努めます。
	「社協だより」やホームページのみではなく、ケーブルテレビ、新聞等のメディアを活用したＰＲ活動に努めます。

2．会員数の確保と健全な財務運営の推進

いなべ市の地域福祉を推進していくためのさまざまな活動や支援を行っていくなかで、自立的な組織・経営基盤を強化します。

主な取り組み	活動内容
財源の確保	会費、寄付金、共同募金等自主財源の確保を目指し、市民が理解しやすい形での活用方法を広報し、さらなる自主財源の確保を目指します。
	国、県、各種財団の補助金、助成金を活用し、新規事業を開拓します。

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

8　それぞれの担い手に期待する役割

それぞれの地域福祉の担い手に期待する役割を例として以下に挙げます。

<table>
<tr><th></th><th>基本目標①
ひとづくり
～だれもがふれあい、思いやりの意識を育む～</th><th>基本目標②
地域づくり
～助け合い、支え合える関係をつくる～</th></tr>
<tr><td>①自治会</td><td>・地域ニーズの集約
・出前講座の活用
・住民座談会の開催、参画
・福祉教育の推進</td><td>・自治会非加入者への勧誘
・地域交流事業の推進
・出前講座の活用
・住民座談会の開催、参画　等</td></tr>
<tr><td>②ＮＰＯ・ボランティア団体</td><td rowspan="3">・地域福祉に関する情報の収集、広報
・出前講座の活用
・講座・研修への講師派遣
・ボランティア活動への参加</td><td>・ふれあいサロンへの参加
・ふれあい弁当への参加
・ほのぼの交流会への参加
・小地域ネットワークへの参画</td></tr>
<tr><td>③民生委員児童委員・民生委員児童委員協議会</td><td>・出前相談協力
・ふれあいサロンへの参加
・地域の相談者としての窓口
・安否確認の実施　等</td></tr>
<tr><td>④福祉施設・機関</td><td>・見守りネットワーク活動への参画
・防犯活動への参加</td></tr>
<tr><td>⑤医療・司法等関連分野の専門職・機関</td><td></td><td>・見守りネットワーク活動への参画
・防犯活動への参加
・ふれあいサロン開催時の講師派遣</td></tr>
<tr><td>⑥学校・教育機関</td><td>・福祉協力校の指定申請
・福祉教育の推進
・福祉教育メニューの協働検討</td><td>・世代間交流への参加
・防犯活動への参加</td></tr>
<tr><td>⑦企業</td><td>・出前講座の活用
・社員等への情報提供
・ボランティア活動等の体験機会の提供</td><td>・見守りネットワーク活動への参画
・防犯活動への参加</td></tr>
<tr><td>⑧行政機関</td><td>・社協だより配布の協力
・Ｌｉｎｋ、ホームページでの福祉の啓発
・情報の提供</td><td>・災害時の体制づくり
・自立支援協議会との連携
・情報の提供</td></tr>
<tr><td>⑨一人ひとりの市民</td><td>・出前講座への参加
・養成講座への参加
・身近な人への情報提供</td><td>・地域交流事業への参加
・出前講座の参加
・住民座談会の開催、参画
・ふれあいサロンへの参加　等</td></tr>
<tr><td>⑩支援・サービスの受け手の方</td><td>・福祉についての啓発
・支援者に対しての課題の提起、提言</td><td>・ふれあいサロンへの参加
・地域生活の課題の提起、提言</td></tr>
</table>

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

基本目標③ ネットワークづくり ～協働と連携でみんながつながる～	基本目標④ 安心な環境づくり ～サービスを活かし、自立して暮らす～	
・出前講座の活用 ・コミュニティソーシャルワーカーとの協働 ・地域における問題提起	・地域ニーズの集約 ・出前講座の活用 ・協働事業の提案、検討、実施	①自治会
・活動や事業の継続、充実 ・ネットワーク会議への協力、参画 ・他の機関・団体との連携、協働	・ふれあいサロンへの協力、支援 ・認知症サポーターへの協力 ・協働事業の提案、検討、実施	②ＮＰＯ・ボランティア団体
	・ふれあいサロンへの協力、支援 ・地域の相談者としての窓口 ・協働事業の提案、検討、実施	③民生委員児童委員・民生委員児童委員協議会
・ネットワーク会議への協力、参画 ・講座・研修への講師派遣 ・他の機関、団体との連携、協働	・介護保険サービスの提供 ・協働事業の提案、検討、実施	④福祉施設・機関
	・講座、研修等への講師派遣 ・法人後見制度への協力 ・協働事業の提案、検討、実施	⑤医療・司法等関連分野の専門職・機関
	・認知症サポーターの育成協力 ・協働事業の提案、検討、実施	⑥学校・教育機関
	・認知症サポーターの育成協力 ・協働事業の提案、検討、実施	⑦企業
・制度情報、活動情報などの仕組みづくりへの協力 ・情報の提供	・福祉バスのルートについての協議 ・高齢者見守りネットワークの実施、連携 ・自立支援協議会との連携	⑧行政機関
・出前講座への参加 ・養成講座への参加	・出前講座の参加 ・養成講座への参加	⑨一人ひとりの市民
・当事者グループづくり ・各種活動への参加 ・地域生活の課題の提起、提言	・第三者としての評価 ・サービスについての課題の提起、提言	⑩支援・サービスの受け手の方

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

地域福祉推進のイメージ

いなべ市の地域福祉の充実

医療・司法等
関連専門機関

福祉施設・
機関

民生委員
児童委員

一人ひとりの
市民

自治会

市社協

行政機関

NPO・
ボランティア
団体

学校・
教育機関

企業

・ニーズ・課題の発信
・情報・課題の共有
・活動・サービス提供
・協力・連携・協働
・ネットワークの形成

地域社会

※上付きの※印を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

用語解説（５０音順）

【あ行】

●空き家バンク
　自治体が地域住民の方から住宅の空き室・空き家に関する情報提供等を受けるなど、移住・交流者向けの物件を収集・蓄積し、ウェブサイト等で、それらの物件情報を公開するもの。

●エンパワメント
　個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。または、それらを促す支援方法のこと。

【か行】

●基幹的社会福祉協議会
　その地域で中心となり、地域福祉権利擁護事業を推進する、権利擁護センターが設置された社会福祉協議会のこと。当初は三重県生活圏域ごとに９ヶ所の権利擁護センターが設置され、圏域内（市町）の事業を中心的に行っていたが、平成２３年度から、いなべ市もいなべ地域権利擁護センターを実施することになり、現在では、県内１４市が基幹的社会福祉協議会となっている。

●キーパーソン
　任意の組織、コミュニティ、人間関係の中でとくに大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる人物」のこと。

●ケアマネジメント
　要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健、医療、福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携、調整、統合の一連の活動のこと。

●ケアマネジャー（介護支援専門員）
　多くのメニューの中から、一人一人の高齢者のニーズにふさわしいサービスが提供されるよう、ふさわしい介護サービスの内容を検討し、地域のさまざまなサービス提供事業者と連絡調整を行い、継続的なサービス利用を確保する専門職のこと。

●高齢者見守りネットワーク
　いなべ市において、さまざまな地域の関係者が連携し、高齢者に対する安否確認など、地域に密着した見守りを行う取り組み。

●コミュニティソーシャルワーカー
　地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有する人のこと。

【さ行】

●サロンサポーター
　サロンリーダーの活動を補佐的に手伝う人のこと。

●サロンリーダー
　地域で行う支え合い、助け合い活動の推進を行い、サロンの企画・運営を担う、地域の支え手として活躍する人材。住民相互の交流を目的とした活動を通し、地域の活

性化も図ることも担う。

●市民後見人
　親族がいない認知症の高齢者らの成年後見人になる一般市民のこと。財産管理や法的な契約を、本人に代わって行う。家庭裁判所による選任を受ければなれるが、全国的にもまだ人数は少ない。

●社会福祉法
　社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉基礎構造改革」に基づいて、平成１２年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正された。

●自立支援協議会
　障害福祉に係る関係機関（当事者、家族会、ボランティア、各事業所、病院、行政、社協等）が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議のこと。

●シンポジウム
　「研究発表会」、「討論会」のこと。

●スキル
　物事を行うための能力のこと。

●生活支援員
　地域福祉権利擁護事業の中で、利用者の方々に直接関わり、具体的な支援・見守りを行う人のこと。

【た行】

●地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
　認知症や知的障がい、精神障がいなどのために日常生活を営むのに支障のある人が、地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などのサービスを提供する事業。平成１９年度から、事業内容に合わせて「日常生活自立支援事業」に名称変更されたが、三重県では従来通り「地域福祉権利擁護事業」の名称を使用している。

●地域サポーター
　地域における支え合い、助け合い、見守り活動を推進する人材のこと。

●地域包括支援センター
　地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的、継続的ケアマネジメント事業）、④高齢者の虐待防止や早期発見及び権利擁護事業の４つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。

●地域密着型サービス
　要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、平成１８年４月から創設された介護保険対応サービス。地域密着サービスには、小規模な機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護、小規模介護老人福祉施設、小規模介護専用型特定施設がある。

●ちょボラ
　「ちょっとしたボランティア」の略で、ＡＣ（公共広告機構）が提唱したキャッチフレーズ。日常の中でできる、ちょっとしたボランティアをすすめるもので、ゴミ箱の周りに散らばったゴミを片付ける、車イ

スの人のために道をあける、子供が横断歩道を渡ろうとするとき一緒に渡る、老人がバスから降りようとするときに手を貸すといった行為を「ちょボラ」として、ＣＭで紹介していた。

【な行】

●二次予防事業

　要介護状態等に陥るおそれの高い虚弱な高齢者を早期発見、早期対応するために、基本チェックリストによる調査により、生活実態の把握に努め、必要なアドバイスを行い、通所型介護予防事業等への参加を促すことにより、生活機能の向上を目指し、心身ともに良好な状態が保てるようにする介護予防一連の事業。要介護状態等となるおそれの高い虚弱な高齢者を二次予防事業対象者という。

●認知症キャラバン・メイト

　認知症を理解し、地域の中で認知症の人や家族を見守り、支援する人を育成する講師のこと。キャラバン・メイトはボランティアとして地域の住民、学校、職域等を対象に認知症に関する学習会（認知症サポーター養成講座）を開き、講座の講師役となって認知症サポーターの育成を行う。

●認知症サポーター

　認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。

【は行】

●はつらつクラブ

　はつらつ教室卒業生などが、主に閉じこもり予防や介護予防、健康維持向上を図るため、定期的に開催する交流の場。

●ピアカウンセリング

　障がいがある人などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。

●フォーラム

　公開討論会、評議会や理事会など物事の討論や決定をする場または会のこと。

●福祉協力校

　小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、思いやりとやさしさを養い社会福祉奉仕の実践力を身につけ、地域に根ざした福祉に関心をもつ福祉教育を実践することを目的として指定された学校。

●福祉有償運送

　ＮＰＯや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者等公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。

　平成１８年度の制度改正により、それまで旅客自動車運送事業許可等の許可が必要であったものが、「緊急時又は公共の福祉の確保のため止むを得ない場合」という道路運送法第８０条の規定により、自家用自動車による有償運送についても許可が得られるようになった。

●ふれあいサロン

　地域で暮らす人たちが気軽に公民館等に集まり、地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、地域住民が主役となって運営する交流や仲間づくりの場。見守りを兼ねた閉じこもり予防の役割も担う。

●ブログ
　個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的な Web サイトの総称。

●法人後見事業
　社会福祉法人や社団法人、ＮＰＯなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人、（成年後見人等）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行うので、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点がある。

●ボランティアアドバイザー
　これからボランティア活動を始めたいと考えている人や、すでにボランティア活動をしている人に対し、自らの経験を活かして、ボランティア同士の立場で、日常的な相談・助言を行う人のこと。

●ボランティアコーディネーター
　市民のボランティア活動を支援し、その活動の中で力が発揮できるよう、市民と市民、または組織をつないだり、組織内での調整を行う人のこと。

【ま行】

●ミニサロン
　住民が日常的に集い、より身近な場所、少人数で運営されるふれあいサロン。

●メールマガジン
　発信者が定期的にメールで情報を流し、読みたい人が購読するようなメールの配信の一形態。

●目標指向型ケアプラン
　目標達成のために、本人の意欲を高めたり、問題や障がいとなっていることなどを解決するなど、利用者の健全な機能をより強化するためのケアプランのこと。

【や行】

●ユニバーサルデザイン
　ある特定の人のためだけのデザインではなく、だれもが利用しやすいように取り入れられたデザインのこと。また、そのような考え方のこと。

【わ行】

●ワークショップ
　課題や解決策等の関連を図式化するなどの共同作業をグループで行いながら、問題解決を進める手法。

【Ａ～Ｚ】

●ＡＤＬ（日常生活動作）
　食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起きなど、日常の生活を送るために必要な基本動作のこと。

●ＩＡＤＬ（手段的日常生活動作）
　ＡＤＬを基本にした日常生活上の複雑な動作（買い物や洗濯、電話、薬の管理、金銭管理等）ののこと。

●ＯＪＴ
　実際の仕事を通じて、必要な技術、能力、知識、あるいは態度や価値観などを身に付

けさせる教育訓練のこと。

●ＱＲコード
　１９９４年にデンソーの開発部門（現在は分離しデンソーウェーブ）が開発したマトリックス型二次元コードのこと。ＱＲコードという名称及び単語はデンソーウェーブの登録商標である。

●ＳＰコード
　バーコードの一種で、専用の読取機を使用することによって、記録されている情報を音声で出力することができる。

平成２４年３月
社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会
〒５１１－０２７４　三重県いなべ市大安町大井田２７０４
ＴＥＬ０５９４（７８）３５４３　ＦＡＸ０５９４（８８）１０５２
ＵＲＬ：http://www.inabewel.or.jp/